

# *Doing Business in Australia*

An introductory guide

日本語版

**pwc**

*What would  
you like to grow?*



## はじめに

拝啓

平素よりご高配賜り、誠にありがとうございます。

この度、私共 PwC オーストラリア Japan Service Desk(日本企業部)は PwC 発行の一刊行物として「Doing Business in Australia」を皆様にご提供させて頂くことになりました。本書はオーストラリアにおいてビジネスを行うに際して、知っておくべき知識・情報をご提供することを目的として作成させていただきました。

我々は今、これまでに経験したことが無い程の不安定な経済環境の渦中にいるといっても過言ではありません。しかし、このような経済危機は同時に様々な事業機会を提供する場ともなります。複雑化する経営環境を理解することは容易ではありませんが、ビジネス・チャンスを実現させるためには経営環境の十分な理解が不可欠です。本ガイドによって、皆様のオーストラリアにおける経営環境に関するご理解が深まり、また経営戦略の立案・実現の上で何らかの手がかりをご提供させていただくことができれば幸いです。

オーストラリアにおけるプロフェッショナル・サービスのリーディング・カンパニーとして、また世界中にネットワークを有する PwC のメンバーファームとして、私共は皆様の事業の成功に寄与することを目標に、質の高いサービスを提供させていただきます。

オーストラリアにおけるビジネスについて、もしくは、私共でご提供させていただいているサービスについて、ご質問・ご関心等ございましたら本書の巻末に記載しております Japan Service Desk(日本企業部)のメンバーまでご連絡頂ければ幸いです。

敬具

PwC オーストラリア Japan Service Desk(日本企業部)リーダー

ジェイソン・ヘイズ  
川口 宏



# 目次

オーストラリアの紹介	3
オーストラリアにおける外国投資	7
企業体の概要	13
オーストラリア証券取引所 (ASX)	19
ビジネス目的のビザおよび移住	23
法人に対する課税	27
物品サービス税 (GST)	33
個人に対する課税	37
オーストラリアの雇用法の概要	41
知的財産	51
消費者保護	55
反トラストおよび競争法	57
オーストラリアの環境法	59
連絡先詳細	63



---

# オーストラリアの紹介

## 面積と人口

オーストラリアは、世界で6番目に大きな国土を有し、面積は約770万km<sup>2</sup>におよびます。その広大な大陸は、南北約3,700km、東西約4,000kmに広がっています。

オーストラリアには6つの州と2つの特別地域があります。

- ニューサウスウェールズ州 (オーストラリア最大の都市シドニーを含む)
- クイーンズランド州
- 南オーストラリア州
- タスマニア州
- ビクトリア州
- 西オーストラリア州
- オーストラリア首都特別地域 (オーストラリアの首都キャンベラを含む)
- ノーザンテリトリー (北部準州)

2009年、オーストラリアの総人口は2,100万人を超えました。

## オーストラリア人の生活文化

オーストラリアは世界で最も生活文化の高い国の1つであり、平均寿命は女性が83.5歳、男性が78.5歳となっています。先進国の中では平均的な物価水準、および住宅費、広範な医療費給付、そして世界最高レベルの教育および社会制度などにより、オーストラリアには海外駐在員とその家族が多数暮らしています。世界の都市に関する調査では、シドニーやメルボルンは常に優れた生活文化を提供していると評価されています<sup>1</sup>。

## 資源と気候

産業国であるオーストラリアは豊富な鉱物資源と農業資源に恵まれているほか、気候もおそらく世界で最も過ごしやすい国の一つと言えます。オーストラリアは南半球に位置しているため、12月～2月が夏、6月～8月が冬となります。北部の夏は非常に暑く、11月から3月にかけてよく雨が降ります。全国的に1月には平均気温は28℃を超えます。南部は、7月でも平均気温が16℃と、非常に穏やかな気候です。

## 多文化的コミュニティ

元々、先住民が暮っていた土地に、18世紀に英国の流刑地となったことを皮切りに様々な国から人々に移り住み、現在ではオーストラリアは多様な人種が住む多文化国家となっています。オーストラリアでは合わせて200種類を超える言語や方言が話されており、その中には50以上の先住民の言語もあります。オーストラリアには200を超える国の出身者が暮しており、その多様性は国際的にも羨望の的となるほどの評価を得ています。

## 確実性と安全性

オーストラリアの法律制度は、コモン・ロー (Common law: 慣習法) と制定法を組み合わせたもので、英国やその他のイギリス連邦諸国、および一部のヨーロッパ諸国の法律制度と似ています。オーストラリアで適用されているコモン・ローの伝統では、司法の独立が尊重され、重視されています。裁判所の決定は、正当な法の手続に準拠しており、最も一般的な法律の主旨に従い下されます。したがって契約の約定は、法の支配と司法の独立性によって保護されることとなります。国内企業、外国企業および個人は、法のもとでは同じ立場となります。

## 規制の枠組み

オーストラリア政府 (以下「政府」) は、金融市場の発展に対応するための規制の枠組みの必要性を認識しています。2001年、政府は市場の統合性と投資家の保護を維持しつつ、規制を合理化することを目指し、会社法 (Corporations Act) の大幅な改正を行いました。

オーストラリアにおける中央銀行であるReserve bank of Australia (RBA, オーストラリア準備銀行) は、一般的な権限の付与と免除規定の適用を通し、(1959年の銀行法のもとで施行された) 1959年の銀行 (外国為替) 規制 (以下「規制」) のほとんどの条項の適用を、事実上停止しました。規制の内容は、依然としてケースバイケースで潜在的なエクスポージャーを回避する目的において考慮されていますが、準備銀行は、概ね為替管理は事実上廃止されたものと捉えています。

<sup>1</sup> マーサー・ヒューマン・リソース・コンサルティングによる 2007 年の世界の住みやすい都市ランキング

## オーストラリアの経済

オーストラリア経済は世界の中でも最も堅調で競争力があり、オープンかつフレキシブルなものの一つです。過去15年間でオーストラリアの生活水準は大幅に向上し、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ロシアおよび英国を凌ぐまでになりました<sup>2</sup>。

オーストラリアの経済は、1990年以降(平均で)年間約3.3%の成長を遂げてきました。2008年のオーストラリアの国内総生産は、金額ベースで約1.1兆豪ドルでした。

オーストラリアでは、堅調な経済成長が続く一方でインフレが低く抑えられています。過去15年間のインフレ率は平均2.5%で安定しています。

オーストラリアの失業率は1992年の約11%から、2009年には5.2%未満にまで大幅に低下しました。これは1970年代以来、最も低い水準です<sup>3</sup>。

## 豊かな国内市場

オーストラリアは、アジア太平洋地域において、日本、中国および韓国に次ぐ経済大国の1つです。中国は、オーストラリア最大の貿易相手国です。

オーストラリアのタイムゾーンは米国の営業終了時間からヨーロッパの営業開始時間の間にまたがっています<sup>4</sup>。

## 事業展開にふさわしい場所

多国籍企業は、目まぐるしく変動するアジア太平洋地域を統括する地域拠点として、オーストラリアを最善の場所の一つと考えています。

オーストラリアの主なビジネスの中心地としては、シドニー(ニューサウスウェールズ州)、メルボルン(ビクトリア州)、ブリスベン(クイーンズランド州)およびパース(西オーストラリア州)が挙げられます。オーストラリアの一等地の事務所スペースは、先進国の中では最も安価であり、世界の中でも最も競争力のある価格となっています<sup>5</sup>。オーストラリアの電気通信費は、地域内で最も安価です。

政府は、過去10年間で輸入品への関税を半分に以下に引

き下げることにより、自由市場のメリットを認識してきました。企業にとってこれは、投入原価の低減と生産性および効率性の向上を意味します。また、他の税制改革は、特に輸出業者に大幅な事業コストの削減をもたらしました。たとえば、法人税率が36%から30%に引き下げられましたが、これは、OECD諸国の中で最も低い税率です。30%というオーストラリアの法人税率は、他の経済地域と比べても非常に競争力のあるもので、米国、中国、日本、ドイツ、フランスおよびインドではこれよりも高い税率が適用されています。

オーストラリアは、アジア太平洋地域における主要な経済の中心地です。ASX(Australian Stock Exchange、オーストラリア証券市場)は世界で9番目に大きな株式市場であり、その株式取引は、時価総額は1.29兆豪ドルにのびります。オーストラリアとアジア太平洋地域全体の市場との提携により、企業に提供される地域内の包括的な金融サービスはさらに増えています<sup>6</sup>。

オーストラリアは、中心部にある一等地のビジネス街の事務所スペースから、都市部の工場スペースおよび工業用地、輸送インフラおよび低コストの公共サービスなど、あらゆる分野の企業のニーズにとって真のコスト優位性を提供しています。

オーストラリアには、法の支配と規制制度が行き渡っており、民主主義の確固たる伝統が根付いています。

## 労働力

オーストラリアは、高度な教育を受け、優れたスキルを持つマルチリンガルの労働力を提供し続けています。オーストラリアには、包括的な教育研修制度があり、オーストラリア人労働者の約50%がTertiary Qualification(高等教育終了資格)を所有しています。オーストラリア人は、人口の約15%が英語以外の言語を話すなど、多様な言語スキルも有しています<sup>7</sup>。

<sup>2</sup> 経済協力開発機構による 2006 年経済調査

<sup>3</sup> 詳細は [www.dfat.gov.au](http://www.dfat.gov.au) をご覧ください。

<sup>4</sup> Axiss Australia, Australia: The new centre of global finance (オーストラリア: 世界的経済の新たな中心)

<sup>5</sup> 世界事務所入居費用調査 2004 年

<sup>6</sup> Axiss Australia, Australia: The new centre of global finance (オーストラリア: 世界的経済の新たな中心)

および [www.asx.com.au](http://www.asx.com.au)

<sup>7</sup> Axiss Australia, Australia: The new centre of global finance (オーストラリア: 世界的経済の新たな中心)

## オーストラリアの教育

オーストラリアの教育制度は、世界で最も高い水準となっています。識字率が99%のオーストラリアでは、企業及び投資家は、高度な教育水準とスキルを有しコンピューターに精通した労働力を得ることができます。

オーストラリアは、過去50年間に渡る積極的な移民計画が奏功した、人種の調和のとれた社会です。2005年6月の時点で、海外出身者が人口のほぼ4人に1人を占めています。海外出身者のうち、30.8%がヨーロッパ北西部出身、17.3%がヨーロッパ南部・東部出身、そして12.7%が東南アジア出身となっています<sup>8</sup>。

---

<sup>8</sup> [www.immi.gov.au](http://www.immi.gov.au)

---

# オーストラリアにおける外国投資

## 外国投資 — はじめに

政府は、地域社会の利益に合致する外国投資を歓迎、奨励しています。オーストラリアの外国投資の審査過程には透明性があり、非常に進歩的です。政府は、事前通告が必要で国益に反すると判断された申請を差し止める権限を有します。

外国投資審査委員会(FIRB)は、オーストラリアに直接投資しようという外国人投資家による提案を審査し、政府に対して、政府の外国投資政策に基づく承認に適合しているかどうか、およびそれらの提案が1975年に制定された外資買収法(連邦法、FATA)に準拠しているかどうかについて勧告を行う設立根拠法を有しない政府機関です。

FIRBは、オーストラリアの外国投資政策のガイドラインに関する情報提供も行っています。また、必要に応じて外国の投資家に対し、政府の政策へ確実に準拠するためのガイダンスも行います。

## 外国人投資家

オーストラリアの外国投資に関する法律および政策は、外国人投資家による投資案件に適用されます。外国人投資家とは、以下のように定義されています。

- 通常オーストラリアに居住していない個人
- 通常オーストラリアに居住していない個人または外国の法人が重大な持分を保有している法人
- 2名(社)以上の、通常オーストラリアに居住していない個人または外国の法人が、集合的に重大な持分を保有している法人
- 通常オーストラリアに居住していない個人または外国の法人が重大な持分を保有する信託財産の受託者
- 通常オーストラリアに居住していない個人または外国の法人が複数で、集合的に重大な持分を保有する信託財産の受託者

## 重大な外国人投資家持分

単一の外国人(および関係者)が企業の事業または信託の15%以上の持分または議決権を保有している場合、あるいは複数の外国人(および関係者)が集合的に企業、事業または信託の持分または議決権の40%以上を保有している場合に、重大な外国投資家持分が存在すると見なされます。

## 事前承認の必要な投資

FATAまたは外国投資政策の対象となり、FIRBの承認が必要となる投資申請は、以下の通りです。

### 事業投資

- 資産総額が2億3,100万ドルを超えるオーストラリア企業の株式または株式発行権を有するもの(株式へ交換可能なオプション、転換社債、同等の金融債権を含む)の取得。(米国の投資家に対しては、異なる免除基準があり、所定のセンシティブ分野に対する投資の場合は2億3,100万ドル、その他に関しては、10億400万ドルという基準が適用されます)
- 2億3,100万ドル以上の価値があるオーストラリア企業の資産の取得。(米国の投資家に対する基準は、上記株式取得の条件と同じです)
- 2億3,100万ドルを超えるオーストラリアの子会社または資産を持つ外国企業の買収。(米国の投資家に関しては、所定のセンシティブ分野かオフショアでの買収(適用基準は2億3,100万ドル)を除いて上述の10億400万ドルという基準が適用されます)
- 規模に関わらず、外国政府またはその省庁による直接投資。

### 不動産投資

(リース、資金調達および利益分配契約によって生じる持分を含む)

- 保護規定対象で、開発済みの非居住用・商業用不動産:価値が500万ドル以上(米国の投資家を除く)
- 保護規定対象でなく、開発済みの非居住用・商業用不動産:価値が5,000万ドル以上の場合(米国の投資家の場合は10億400万ドル)
- 非居住用の更地(価値は関係なし)
- 居住用不動産(価値は関係なし)
- オーストラリアの市街地の土地を保有する会社の株式、ユニット、または信託財産(価値は関係なし)
- 届出義務について疑問が存在するあらゆる案件(準株式の特徴を持つ債務を含む資金調達は、直接外国投資として扱われます)

## センシティブ分野

地域社会の懸案事項や国益に反する問題の影響を受けるよりセンシティブな産業部門への投資には、別途制限が設けられます。すなわち、居住用不動産、銀行業務、メディア、電気通信、海運、民間航空および空港などがこれに該当します。通常、これらのカテゴリーには、その他の行政部門あるいは利害関係者が審査プロセスに関わるか、申請評価の主管となる部門が含まれます。

## オーストラリア-米国間の自由貿易協定(AUSFTA)

AUSFTAは2005年1月1日に施行され、オーストラリアが結んだ二国間経済協定の中で最も重要なものと考えられています。オーストラリアにおける外国投資を目的とする米国の投資家とは、以下を指します。

- 米国民あるいは米国の永住者
- 米国の企業
- 米国で事業を展開している支店(単独では米国法人となっていないもの)

上述の通り、オーストラリアにおける投資に関しては、米国の投資家に対しては異なる金額の基準が適用されています。

AUSFTAの対象となる米国の投資家にとっては、投資案件に対して特別な政府のガイドラインおよび監視が適用される所定のセンシティブ分野が存在しています。センシティブ分野とは、以下の通りです。

- メディア
- 電気通信
- 輸送(空港、港湾施設、鉄道インフラ、国際航空および国内航空、ならびにオーストラリア国内で運航する、あるいはオーストラリアを発着点とする海運業を含む)
- あるいは、オーストラリア国防軍またはその他の国防軍に対する研修または人材の提供、軍事用物品、機器類あるいは技術の製造または供給
- 軍事目的で利用できる物品、機器類あるいは技術の製造または供給
- 暗号化およびセキュリティ技術、ならびに通信システムに関連するサービスの開発、製造もしくは供給、または提供
- ウランまたはプルトニウムの抽出(または抽出権の保持)、あるいは核施設の運営

これらの分野における買収には、FATAに基づき異なる基準が適用されます。

## 不動産

オーストラリア政府は、住居用不動産および商業用不動産に関連して、特定の政策を実施しています。検討されている不動産の取得が例外規定の対象とならない場合、外国人投資家は、このような投資案件について、FIRBに通知する必要があります。

## 住居用不動産

住居用不動産とは、住居用の土地および住宅を指し、商業用や非市街地の不動産を除きます。通知が必要となる(適格要件が満たしていることを前提として)住居用不動産の取得には、以下が含まれます。

- 未使用地の一区分
- 新築住宅
- 既存(中古)住宅
- 改築住宅

## 商業用不動産

商業用不動産は、住居用でない、未開発および開発済みの不動産を含みます。一次生産の事業を営む目的のみに限らずに専属的に使用されていない農地を含むことがあります。通知が必要となる(適格要件が満たしていることを前提として)商業用不動産の取得には、以下が含まれます。

- 開発済み商業施設
- 未使用地
- 鉱業権
- 森林地

## 承認プロセス

オーストラリアの財務大臣は、FIRBが外国投資申請に関し、外国投資政策に合致しているか、および何らかのセンシティブな問題が含まれていないか(ほとんどが不動産関係の案件)についての判断を下す権限を認めています。

申請は、外国投資政策およびFATAの要件に準拠しているかどうかの審査を受けます。申請のほとんどが承認されますが、財務大臣はFATAのもとで国益に反する申請を差し止めたり、承認に条件を課したりする権限を有します<sup>9</sup>。

ほとんどの場合、承認は法定の通知を受領後から30日以内に下され(さらに、FIRBが申請当事者にその決定を通告するための10日間が設けられています)。FIRBは、必要に応じてこの期間をさらに90日間延長することが可能です<sup>10</sup>。

## 国益

ほとんどの業界分野において、少額の投資申請はFATAや外国投資政策における通知対象から除外されます。また、多額の申請も、オーストラリアの国益に反すると判断されない限り承認されます。FIRBによる審査プロセスでは、多額あるいはよりセンシティブな外国投資申請案が国益に反していないかどうかを判断する上で、利害関係者やその他の行政部門からのコメントを集めることが認められています。

FATAには、国益の定義が含まれていません。したがって政府は、地域社会が広く共有する懸案事項に照らして、オーストラリアの国益に反するかどうかを判断しています。

外国投資申請が国益に反するかどうかを判断する際には、以下のような要因が検討されると考えられます。

- 投資申請が外国投資政策に概説されている要件を満たしているか
- 既存の政府の政策および法律
- 国家の安全保障上の利益
- 経済発展<sup>11</sup>

外国人投資家がオーストラリアで事業や不動産を取得しようとする際、その申請の査定におけるFIRBのスクリーニング・プロセスは、外国人投資家のオーストラリアにおける業務の吟味に関する、明確かつシンプルな仕組みを採用しています<sup>12</sup>。

## 承認のフォロー

政府の外国投資政策のもとでの承認は通常、特定の取引に対して、その取引が適時に完了することが見込まれている場合にのみ与えられます。

下記の場合には、当該取引の更なる承認をFIRBに申請する必要があります。

- 承認済取引が承認時点で進められていない場合
- 後日、関係当事者が新たな契約を締結する場合
- 取引が12カ月以内に決済されない場合

承認の期間の延長が案件の成功にとって欠かせず、申請のスケジュールを延長することで国益に反するような活動(不動産投機など)が行われないと判断できる場合には、承認の期間が変更される場合があります。このような場合、承認の中に延長期間が明記されることとなります。

## 業界に対する政府のインセンティブ

政府は、オーストラリアにおける外国投資促進のために多数のインセンティブを提供しています。これらのインセンティブには課税対象の助成金や税優遇措置の適用から割引価格でのインフラサービスの提供まで、さまざまなものがあります。

オーストラリアにおける外国投資の促進および奨励を目的として設立された主たる政府機関は、Austradeです。

<sup>9</sup> FIRB アニュアルレポート 2007-2008, p7

<sup>10</sup> www.firb.gov.au および FIRB アニュアルレポート 2007-2008, p74

<sup>11</sup> FIRB アニュアルレポート 2007-2008, p7

<sup>12</sup> Australia's Foreign Investment Policy (オーストラリアの外国投資政策の概要)、2009年9月、<http://www.firb.gov.au>

## Austrade

Austradeのミッションは、オーストラリア事業者の輸出および国際事業における成功を支援することにより、またオーストラリアにおける効率の良い外国投資の促進および支援を通し、オーストラリア国民の富を増強することです。

Austradeは、オーストラリア国外の事業に関与するオーストラリア企業、国際的バイヤーおよび投資家に対して、輸出および投資サービスを提供することを専門とした政府機関です。そのサービス内容は以下の通りです。

- 外国籍企業がオーストラリアで、物品とサービスを調達する際のサポート
- オーストラリアにおける投資環境の情報提供
- 実現可能な投資案件および戦略的提携パートナーの特定
- 事業化調査および投資承認プロセスのサポート



---

# 企業体の概要

## 企業体 — はじめに

オーストラリアでは、個人事業主、パートナーシップ、信託、ジョイントベンチャーあるいは会社として事業を営むことができます。

オーストラリア国外で法人格を取得した会社がオーストラリアでの事業展開を希望する場合<sup>13</sup>は、オーストラリアにおける100%子会社あるいは部分的に所有する子会社を設立するか、オーストラリアにおける支店を登録するかのいずれかを実行しなければなりません。

ほとんどの外国企業は、100%子会社あるいは部分的に所有する子会社、またはオーストラリア支店という形態で事業を営んでいます。

## 法人設立

外国企業は、新会社の登録、または会社として設立されているもののまだ取引を開始していないシェルフカンパニーの買収により、オーストラリア子会社を設立することができます。

2001年会社法(連邦法)では、会社の形態として以下のようものが認められています。

- 株式資本による無限責任会社
- 株式による有限責任会社
- 保証による有限責任会社
- 無債務会社(ただしこれは、会社の唯一の事業目的が鉱業または鉱業関連である場合にのみ適用されます)

オーストラリアにおける企業体の最も一般的な形態は、株式による有限責任会社です。株式による有限責任会社は、私有会社または公開企業のいずれかとなります。オーストラリア証券取引所(ASX)に上場することができるのは、公開企業のみです。

## 私有会社(非公開会社)

私有会社は、通常、民間の事業の目的、または公開企業の子会社として利用されています。

私有会社の特性は以下の通りです。

- 特定の基準に基づき、大規模私有会社か小規模私有会社のいずれかに分類される(詳細は下記参照)
- 会社の解散に関する株主の法的責任が、各自の株式の未払い込み部分に限定されることになる(株式を保有している場合)
- 非従業員株主の人数が50名に限定される
- 限られた状況を除き、目論見書またはその他の開示文書の提出が必要となるようなオーストラリア国内での資金調達活動に関与することはできない
- オーストラリア在住の取締役を必ず1名以上設ける(秘書役は不要)
- 有限の私有会社の場合は、社名に「Proprietary Limited」または「Pty Ltd」という名称を必ず入れる

私有会社が以下の3つの基準のうち2つを満たす場合、大規模な私有会社とみなされます。

- 会社および自社が支配する事業体の当該事業年度の連結収益が2,500万ドル以上である
- 会社および自社が支配する事業体の当該事業年度末の連結総資産の価値が1,250万ドル以上である
- 会社および自社が支配する事業体の従業員数が、当該事業年度末で50名以上である

私有会社が上記3つの基準のうち2つを満たしていない場合、その企業は小規模な私有会社とみなされます。

## 公開企業

公開企業の特性は以下の通りです。

- 大規模な公的ベンチャーに利用されることが多い
- 構成員/株主の数は無制限である
- 最低3名の取締役を設け、そのうち2名以上は通常オーストラリアに在住する人物でなければならない
- 最低1名の秘書役を設け、通常オーストラリアに在住する人物でなければならない
- 関連する諸法の対象となっており、株式発行のために目論見書を発行することができる
- ASXに上場することができる
- 有限の公開企業の場合は、社名の最後に「Limited」または「Ltd」という名称を必ず入れる

<sup>13</sup> 会社が「オーストラリアにおける事業運営」を行っているかどうかは、その会社の事実や活動(または活動予定)によって判断されません。

## オーストラリア支店

海外にある事業の経営成績を本国の事業母体と連結することが目的の1つである場合は、子会社の法人設立よりもオーストラリア支店の設立の方が好ましい場合もあります。外国の会社がオーストラリアに支店を設立する方を選んだ場合、会社法に基づきその支店を外国企業として登録しなければなりません。

外国企業は、設立場所で発行された直近の会社設立証書およびその他の規定文書の認証謄本を添えて、オーストラリア証券投資委員会(ASIC)に申請フォームを提出しなければなりません。また、オーストラリア国内に登記事務所を設立し、国内代理人を指定する必要もあります。

登録に際し、外国企業には登録組織番号(Australian Registered Body Number: ARBN)が付与されます。

登録後、支店は、当該の外国企業そのものの年次決算を報告するとともに、その他の報告要件に準拠しなければなりません。

## 駐在員事務所

外国企業がオーストラリア国内での事業運営を望まない場合でも、駐在員事務所の設立が可能となる場合もあります。しかし、このような事務所の活動は、事業運営に相当しないものに限定されます(宣伝活動の実施など)。駐在員事務所が事業運営に相当する活動に関与する場合は、オーストラリア支店を登録しなければなりません。

## 会社と商号

会社の正式な登録およびオーストラリアで登録された商号は、ASICによって保持されます。

会社が登録する商号は、下記に当てはまらない限り、利用可能です。

- 同一の商号が、会社法のもと、予約または登録されている、もしくは国内事業商号登記簿(the national business names register)に既に存在している場合
- 「誤解を招くような偽装運営」、「虚偽の陳述」および「詐欺通用」の分野において、取引慣行法で成文化されている法的原則に反している場合

オーストラリアで法人格を取得した企業には、9桁の独自の法人登録番号(Australian Company Number: ACN)が付与されます。

会社法に基づき登録されたすべての企業に事業者番号(Australian Business Number: ABN)がその申請後与えられます。これは、物品サービス税(GST)上の登録において必要となります。

取引において(登録された社名以外の)別の名称の使用を希望する場合は、その取引名称を商号として登録する必要があります。商号の登録は、オーストラリアの各州あるいは特別地域の法律に基づき行われますので、会社がその商号で事業運営を行うことを希望する各州・特別地域に登録する必要があります。

## 会社の定款

会社の活動は、その会社の活動の管理および統制の責任者によって実行されます。このような権限は、通常、取締役と株主の間で分割されています。その権限をこの二者で分担する方法は、会社の規約文書、つまり定款の条項によって定められています。

会社の定款では以下の項目が規定されています。

- 会社名
- 株主の法的責任の条件
- 会社を内部規制する規則

## 法人設立のプロセス

私有会社の法人設立に関するプロセスをまとめると、以下のようになります。

**ステップ1:** 外国企業は、オーストラリアの子会社の社名を選び、その名称が登録において利用可能で適していることを確認します。

**ステップ2:** 外国企業は、該当する申請フォームに記入し、そのフォームをASICに提出します。ASICは、その名称が利用可能である場合に限り、会社の登録を行います。フォームには、会社に関する詳細を記入します。さらに、フォームには以下の項目に関する詳細を記入します。

- オーストラリアの子会社の取締役／秘書役の候補者(氏名、住所、生年月日、出生地などの詳細が必須)。また、オーストラリア在住の人物を取締役として少なくとも1名任命し、法人が取締役となることは認められません。
- オーストラリアにおける登記事務所と主たる営業所

- 株式構成

- 株主

法人格を取得した後、企業は、法人設立後に義務付けられる以下の項目に準拠しなければなりません。

- ABNおよび納税者番号 (Tax File Number: TFN) の申請
- 会社の登記簿を常に最新の状態にしておくこと。この登記簿には、会社の記録が記載されることとなります。また、取締役会および株主総会のすべての議事録を維持して行く必要もあります。また、会社は、毎年支払能力の宣言を行う必要もあります (すなわち取締役は支払期日に会社が債務の弁済を行なえる旨の決議を行わなければなりません)。
- 毎年監査済みの財務諸表を維持し、提出すること (特定の大規模会社および外国会社の100%子会社の場合)。現在、ASICへの財務諸表提出に関しては、所定の期間内に提出された場合は手数料がかかりません。提出期間が過ぎた場合には延滞手数料がかかります。

以下の項目が変更された場合は、ASICに届け出なければなりません。

- 会社名。変更後14日以内に届け出ること
- 会社の詳細 (登記事務所または主たる営業所など)。変更後28日以内に届け出ること
- 会社の定款。変更後28日以内に届け出ること
- 取締役に関する詳細情報 (名前、住所、新規就任、退任など)。変更後28日以内に届け出ること
- 株式構成または株主に関する詳細情報。変更後28日以内に届け出ること

## 株式資本

株式による有限責任会社の場合、私有会社および公開企業の両方の株主の最低数は1名です。

会社が発行する株式の数に制限はありません。

会社が株式資本を扱う方法は、会社法によって厳密に規制されています。

## オフィスホルダー

会社法のもとでは、会社の代役として働く者を、オフィスホルダー (会社役員) として指名する必要があります。これらのオフィスホルダーは、会社法に定められた法的必要条件を会社が満たしていることに関して責任を有します。

会社の取締役は、業務の日常的な管理に責任を負います。公開企業には3名以上の取締役が、私有会社には1名以上の取締役が必要です。

公開企業の場合、取締役のうち少なくとも2名がオーストラリア在住でなければなりません。また、私有会社の場合は通常オーストラリアに住んでいる取締役を1名以上任命する必要があります。

会社の秘書役は、取締役会の補佐責任者、そして管理統括者の役割を果たす責任があります。私有会社が秘書役を指名する必要がない一方で、公開企業は、最低1名の秘書役を指名する必要があります。秘書役は、通常オーストラリアに居住する必要があります。

オーストラリアで事業を営む、あるいは不動産関連所得を稼得する企業はすべて、パブリックオフィサーを1名任命しなければなりません。任命されるパブリックオフィサーはオーストラリア居住者である必要があります。パブリックオフィサーは、オーストラリアの税法下会社に義務付けられるすべての事項に対するコンプライアンスの実施または確認の責任を負います。

会社のオフィスホルダーは、オーストラリア在住者とされていますが、オーストラリア国籍である必要はありません。個人がオーストラリア在住者として見なされるか否かは、事実の問題であると同時に、多々ある条件を考慮して、それらを満たす必要があります。

## 登記事務所

オーストラリアの企業は、オーストラリア国内に登記事務所を保有しなければなりません。登記事務所の所在地は、オーストラリアの所在地住所となります。郵便の宛先では、会社が登記事務所を維持しているという要件を満たすことにはなりません。

## 監査人と財務報告

すべての公開企業は、法人設立の日から1カ月以内に監査人を任命しなければなりません。

以下の事業体は、監査対象となる年次財務報告書を作成することが義務付けられます。

- すべての公開企業
- すべての大規模な私有会社
- 外国の事業体が支配権を有する小規模な私有会社

特定の条件で、ASICは、以下に該当する企業の財務報告の作成および監査の要件の緩和を認めます。

- 外国企業が持分を保有している大規模な私有会社
- 外国企業が支配権を有する小規模な私有会社

会社法のもと、監査人は、独立性、開示および財務報告に関する義務を有します。

## 帳簿、決算書、登記簿およびファイリングの要件

会社法では、企業はその会計および管理上の処理に関するさまざまな記録や登記簿を管理することが求められています。通常、このような業務は会社の秘書役(任命されている場合)が行っています。

会社法下、企業の業務に関する最新の記録の公的な閲覧が可能となるよう、随時ASICへの提出を義務付けられている文書もあります。公開企業は、年次財務報告書を作成し、ASICに提出しなければなりません。いずれの企業も、年次報告書を提出する必要がありますが、その際、会社の取締役または秘書役が、取締役全員の氏名と住所、登録された事務所、主たる営業所の住所および株主とその株式保有に関する詳細など、公的登録に関連する会社の詳細情報を確認することとなります。



---

# オーストラリア証券取引所 (ASX)

## オーストラリア証券取引所 — はじめに

オーストラリアを代表する証券取引所がオーストラリア証券取引所 (ASX) であり、ASX Limitedの名称で登録されています。

より小規模な株式取引所も複数存在しますが、規模においてASXにはおよびません。ASXは、6つの独立した株式取引所の合併により1987年に設立され、1998年10月13日に上場企業となりました。2006年7月25日、ASXはSFE Corporation Limitedと合併し、世界第9位の上場証券取引所となりました。

ASXの明記された目的は、公正で十分な情報に基づく金融証券市場および国際的な競争力のある市場を提供することです。この目的のために、ASXは全上場事業体が遵守すべき上場規則を公表しています。ASX上場規則(以降「上場規則」)は、以下の項目について規定しています。

- 上場
- 相場
- 市場情報
- 報告
- 開示
- 取引および決済
- 管理
- 一般的な監督業務
- 上場事業体の行動に関するその他のさまざまな局面

上場規則の目的は、上場事業体の利益を保護しつつ、投資家の保護と市場運営の統制を維持することです。上場規則は、会社法に基づく上場事業体およびその関連会社に対して法的強制力を有しています。

## 上場のカテゴリー

ASXへの上場を希望するオーストラリアの会社は、以下のいずれかのカテゴリーに該当する必要があります。

- **一般上場** — このカテゴリーでの上場を求める企業は、「資産テスト」または「利益テスト」のいずれかを満たす必要があります。
- **外国免除事業体** — このカテゴリーでの上場を求める企業は、国際証券取引連合に加盟する国外の取引市場に上場している必要があります。
- **債券発行者** — このカテゴリーでの上場を求める企業は、債券のみを発行することになります。

ASXは、会社が正式に上場株式名簿に加わるか、また会社の入会の際のカテゴリーに関しての絶対的な裁量を有しています。

### 一般上場

一般的な株式上場を希望するオーストラリアで設立された企業が対象となります。この場合、以下の条件においてASXの基準を満たす必要があります。

- 利益／資産テスト
- 株主分布
- 目論見書／情報覚書

### 利益／資産テスト

株式上場を希望する企業は、「利益テスト」または「資産テスト」のいずれかを満たす必要があります。

「利益テスト」における上場を求める企業は、以下の条件を満たす必要があります。

- 直近の3事業年度における継続的な事業運営から得られた利益(税引き前)の累計が100万ドル以上であること
- 直近の12カ月間(企業が上場を申請するまでの2カ月間に至る)の継続的な事業運営から得られた連結総利益が40万ドル以上であること

「資産テスト」における上場を求める企業は、以下の条件を満たす必要があります。

- 事業体(投資会社以外。次項参照)が上場日時時点で資金調達コストを除いて200万ドル以上の純有形資産を保有しているか、または(目論見書による公募価格に基づく)時価総額が1,000万ドル以上であること。さらに、以下のいずれかの条件を満たすこと
  - 会社の(資金調達後の)総有形資産のうち、現金または直ちに換金できる形態のものが半分を超えていないこと
  - 会社の(資金調達後の)総有形資産の半分以上が、現金または直ちに換金できる形態であること。さらに会社が、その現金および直ちに換金できる形態の資産のうち半分以上を業務目的に合致した形で費やすコミットメントを有していること
- 会社の運転資本が150万ドル以上であること、または、上場後に終了した最初の通年の事業年度の予算収益が運転資本に含まれた場合に、合計が150万ドルとなること

投資会社(主な活動が、事業の支配でなく、有価証券への投資である)にとって、資産テストの要件を満たすためには、下記のいずれかを満たさなければならない。

- 資産調達コストを差し引いた後の純有形資産で、最低150万ドルを有している
- プールされた成長ファンドを持ち、資産調達コストを引いた後の純有形資産を、最低200万ドルを有している

## 株主分布

ASXは、一般上場を求める企業に対し、十分な株主分布を求めています。以下のいずれかの条件を満たす場合、会社はこの要件を満たすことになります。

- (目論見書の公募価格に基づいて)最低2,000ドル相当の主要なクラスに属する株式を保有する株主が500名以上いること
- 会社の株式の25%以上が、会社とは関係のない「一般の」株主によって保有されている場合、(目論見書の公募価格に基づいて)最低2,000ドル相当の主要なクラスに属する株式を保有する株主が400名以上いること

ASXによる第三者預託証書(escrow)の対象とすることが求められる株式である制限付有価証券は、株主分布の要件を満たす上で考慮されません。

## 目論見書／情報覚書

通常、資金調達と併せてASXへの上場を希望する事業体には、目論見書の発行が求められます。

これにより企業は、目論見書を作成し、それをASICへ提出し、さらに一般公開する必要があります。

会社が以下の全条件を満足する場合は、ASXに対して(目論見書ではなく)情報覚書の提出が認められる場合があります。

- ASXへの上場申請と併せて資金調達をする必要がない
- ASXへの上場申請前の3カ月間に資金調達を実施していない
- ASXへの上場申請後の3カ月間に資金調達が予定していない

## 外国免除事業体

上場規則の外国免除事業体に関する条項において、信頼できる海外の取引所に上場している外国の事業体は、外国免除事業体のカテゴリでASXに上場申請を行うことが認められています。この規則の背景には、オーストラリアの投資家がより幅広い証券を扱うことができるようになるという理由があります。

このカテゴリで上場した事業体は、ASXの継続的開示要件や企業の行動に関するスケジュールの要件に準拠しなくてもよいという、大きなメリットが得られます。この結果、事業体は、その主たる上場市場の管轄区域と同様の要件の適用を受けることになります。

このカテゴリへの上場の基準として、事業体は、20億豪ドルの純有形資産を保有するか、過去3年間で毎年2億豪ドル以上の営業利益を上げているか、いずれかの条件を満たす必要があります。

このカテゴリで承認されるためには、会社はASXに対し、最新のアニユアル・レポートおよび、その後の中間報告を提出する必要があります。加入後は、引き続き会社はASXに対しアニユアル・レポートを提出し続ける必要があります。特に当カテゴリで承認された会社は、継続的な開示要件、並びに上場要件に規定されているコーポレート・アクションのスケジュール遵守が免除されるため(企業は、上場する管轄地において、似たような上場要件をまだ満たす必要があるため)、相当なメリットを有することになります。

ASXは、法的所有権の移管と取引決済を機能させるため、電子登録システム「チェス」(CHESS)を使用しています。現地の法律で、法的所有権移管のために「チェス」の使用が認めていない外国籍企業の場合は、預託システムが使用されており、オーストラリア在住の有価証券保有者には、(CDIで知られている)「チェス預託証券」(Chess Depository Interests (CDIs))が発行される事になります。

---

# ビジネス目的のビザおよび移住

ビジネスが目的で、オーストラリアへの入国を希望する外国人が利用できるビザには様々な種類があります。ビザ取得の要件はさまざま、取得したビザに応じて永続的或いは一時的な滞在が認められています。

## 出張者

ビジネス目的で、オーストラリアに短期間滞在することを予定している外国人は、ビジネス(短期滞在)ビザを申請することができます。この場合、通常、毎回最長で3カ月のオーストラリア滞在が認められます。

一部の国の出身者は、上述の短期滞在ビザと似た電子入国許可(ETA)あるいはeVisitorといった電子ビザを利用することもできます。ビジネス目的での訪問の場合は、観光ETAあるいは観光eVisitorではなくビジネスETAあるいはビジネスeVisitorを取得する必要があります。

## 駐在員

オーストラリアで事業を営む企業、あるいはその他の国で事業を営みつつオーストラリアへの参入を希望している企業は、ビジネス(長期滞在)ビザ(Subclass 457 visa)で入国する個人のスポンサーとすることができます。ビジネス(長期滞在)ビザ発給のスポンサーを受けた個人は、最長4年間当該企業またはオーストラリアの会社法で定める当該企業の関係会社の特定の役職での就労が認められます。

ビジネス(長期滞在)ビザの保証企業は、以下の項目を証明しなければなりません。

- 当該企業が展開している事業が合法的に行われていること
- 当該企業がビザ申請者を直接雇用すること、または、関係会社が従業員をスポンサーする場合は、当該スポンサー会社が、直接雇用主の関係会社であること
- 当該企業またはその取締役に入国管理、人種差別、産業規制、労働安全衛生、税務に関する重要な指摘事項がないこと
- 当該企業がオーストラリアの労働者を積極的に雇用し、雇用において差別を行っていないこと
- 当該企業がオーストラリアで事業を始めて1年超の場合は人材育成に関する所定の基準を達成していること、1年未満の場合は当該基準を達成しうる検証可能な人材育成プランを立案していること

オーストラリア国外で事業を行っており、国内に事業基盤

をもたない企業は、下記の要件のいずれかを満たすことでビジネス(長期滞在)ビザのスポンサーとなることができます。

- オーストラリアでの支店の開設、合弁会社や子会社の設立または販売代理店契約の締結等の事業活動の実施
- 当該スポンサー企業の代わりに、オーストラリアでの契約または事業上の責務を履行すること

さらに、オーストラリアで事業を営む企業は、正規雇用であることおよび高度なスキルを要する役職にあることを条件に、従業員の永住権の申請におけるスポンサーとなることも可能です。

## 事業主および投資家

事業促進プログラムのもとでは、外国人は業務に関する十分な経歴と資産があること等を前提条件に、所定の条件を満足した場合、オーストラリアにスポンサーがいなくとも、入国申請を行い、起業、事業経営、投資を行うこともできます。事業促進プログラムに関するビザは、以下の人々に適用されます。

- 事業主
- 一定の要件をを満たした事業の上席管理者
- 一定の要件をを満たした企業の経営幹部
- 4年以上に渡り、政府の指定した投資案件への投資を希望する豊富な経験および成功実績を有する事業主または投資家。州または準州政府がスポンサーでない場合は1つの州または準州で150万ドル以上の投資が必要になります

ほとんどの場合は、暫定ビザまたは一時ビザでオーストラリアに入国し、2年経過後、暫定ビザまたは一時ビザの全ての要件と永住ビザ取得のための条件を満たすことでビジネス(永住)ビザを申請する資格を得ることになります。ビザ申請を支援するために、事業または投資の条件の引き下げという形での、州政府からの支援が可能となる場合もあります。

他にも、技能ビザのいずれかのカテゴリーにおける要件を満たすことができる場合、ビジネス関係者はオーストラリアに移住する機会を得ることになります。この要件では、申請者の以下の項目が検討されます。

- 年齢
- 英語能力
- 職業
- 資格
- オーストラリア国内を含む職務経験
- オーストラリア国内に居住しているオーストラリア市民権保有者、オーストラリア永住権保有者、一定の要件を満たすニュージーランド国民である親族の有無

特定の職種を必要としている地域へ居住することを条件に、技能ビザの要件の充足における支援を目的とした追加的なスポンサーシップを、州または準州が提供する場合があります。

しかし、世界経済の後退と失業率の上昇を受けて、連邦政府は、技能ビザカテゴリーによる永住者の受入数を14%減少の115,000人とする2009-2010年度の移民プログラムに変更しました。また、連邦政府は、技能ビザに関して、企業のスポンサーを受けた永住希望者、州や準州政府の推薦を受けている申請者、労働力不足が深刻であると認定された職種のカテゴリーにおける申請者を優先する方針を導入しています。

## ビジネス(長期滞在)ビザ要件の変更

2009年9月14日、2008年の労働者保護法およびその関係法規の修正の導入に伴い、ビジネス(長期滞在)ビザ(Subclass 457を含むSubclass 400のカテゴリーに属するビザ)に関して大幅な変更が行われました。この結果、企業によるスポンサーシップおよび関連するビザ申請者に関する要件の変更、新規および既存のビジネス(長期滞在)ビザの保有者について適用される法的拘束力を有するスポンサーシップ関連の義務を含む新しいスポンサーシップに関する枠組みなどが導入されました。

特徴的な変更点の1つは、ビジネス(長期滞在)ビザ保有者に対する標準最低賃金(MSL)の廃止です。この代わりに、雇用者はビジネス(長期滞在)ビザを保有する従業員に対して、オーストラリア人を当該地域で同等の職種で雇用した場合に支払う必要のある一般的な賃金以上の賃金を実際に支払っていることを証明しなければならなくなりました。

ただし、2009年9月14日以前にビジネス(長期滞在)ビザを申請した者には経過措置として、2010年1月1日まで現行のMSL制度の適用等を認めています。

ビジネス(長期滞在)ビザのスポンサーである雇用者は、2009年9月14日以前にビザを取得した従業員に対しては、その扶養家族を含め公立病院における医療費を負担する必要がありますが、同日以降にビザを取得した従業員に対しては、オーストラリア滞在中民間の医療保険に加入することがビザ発給における条件となりました。

同日以降、ビザスポンサーである雇用者はビジネス(長期滞在)ビザ保有者およびその扶養家族が有する政府に対する債務に関する連帯責任を負う必要がなくなりました。また、当該従業員またはその代理人としての政府担当大臣よりの書面での要求がなければ、帰国時の旅費を負担する必要がなくなりました。

一時居住者のビザスポンサーとなっている雇用者は、数多くある法的義務への準拠に関する検査官からの監視の対象となります。雇用者が注意しなければならない継続的履行が求められる義務の1つは、ビジネス(長期滞在)ビザの従業員の給与等の労働条件がオーストラリア人を雇用した場合と比較して、現在のみならず、将来にわたって同等以上であることです。万が一、これを違反した場合はビザスポンサープログラムの使用禁止、違反の通告、裁判所による民事罰の適用等の行政処分の対象となります。

## その他

永住権保有者に関しては、不動産の購入について制限がありませんが、一時居住者はそのような規制の対象となります。オーストラリアで従業員のビザスポンサーを行っている雇用者は、当該従業員の退職年金保証賦課金(Superannuation Guarantee Charge)制度の適用免除の可能性の検討や、各種の税務に関する助言を得る必要があります。

移民法の遵守は概して重く受け止められるため、雇用者は従業員が適正な認可を受けていることを確認する必要があります。



---

# 法人に対する課税

## 法人に対する課税について

以下の要約では、オーストラリアで事業を営み、かつ、オーストラリアが締結している租税条約の相手国を本国とする外国の事業体に適用される可能性がある税金の問題を簡単に概説しています。

## 直接税

### 法人所得税

企業が以下の項目に該当する場合、法人所得税目的でオーストラリア居住者となります。

- オーストラリアで設立
- オーストラリアで設立されてはいないが、オーストラリアで事業を営み、かつ以下のいずれかの条件に該当する
  - 中核的経営およびその支配がオーストラリア国内にある
  - 議決権が、オーストラリア在住の株主によって支配されている

オーストラリア法人は、その法人の全世界所得に対して、税率30%の法人所得税を納税する義務があります。

### キャピタルゲイン課税

オーストラリア居住者である法人が保有する資本的資産(土地、株式、各種権利など)に関しては、一般的に、これらの処分等により生じたキャピタルゲインに対し、法人所得税率30%で課税されます。

オーストラリア居住者でない株主によるオーストラリアの子会社の株式の処分等は、それらの株式が資本的性質を有し、オーストラリアの子会社がランドリッチ会社(資産の価値の大部分が土地等により構成される会社)に該当しない(一般的には、その子会社の土地等市場価額が土地等以外の資産の市場価額を上回らない)場合には、オーストラリアでのキャピタルゲイン課税を免除されることとなります。

### オーストラリアの会社が支払う配当

完全な課税済配当(オーストラリアの法人所得税が支払われた税引後利益を原資とする配当、Franked dividend)がオーストラリアの子会社から海外の親会社に支払われる場合、配当源泉税の支払い義務はありません。配当が課税済みでない場合(Unfranked dividend)に限り、税引前の総額に対して30%(あるいは適用される租税条約により軽減された税率)の配当源泉税を納税することになります。

### オーストラリアの会社の借入れによる資金調達

オーストラリアの会社から国外に居住する外国の企業への支払利息には、通常10%(あるいは適用される租税条約により軽減された税率)の利息源泉税が課されます。ただし、その利息の受益者がオーストラリアに恒久的施設を保有しており、その利息が恒久的施設に事実上結びついている場合、当該利息はオーストラリアにおいて申告対象所得として課税されます。

2001年7月1日から適用されている債務と株式資本の分類に関する規則のもとでは、支払利息は配当であるかのように処理されることがあります。同様に、債務持分として分類された株式にかかる支払配当金は、課税済配当としての取り扱い対象外となります。

法律上、「過少資本」の規則に基づき、通常、負債が純資産(負債を除く)の75%を超える場合には、費用控除可能な利息の額も制限されます。

### 外国企業に対しての使用料

オーストラリアの企業が外国の居住者に対して使用料を支払う場合は、その使用料は、通常税率30%(あるいは適用される租税条約により軽減された税率)の使用料源泉税の対象となります。また、移転価格の問題が発生する可能性があります。

## 移転価格

オーストラリアの移転価格税制は、OECDが公布している独立企業間原則の概念を採用しています。移転価格はオーストラリア税務当局 (ATO) による主要な争点であり、近年、潜在的な徴税および税務調査対象として、多国籍企業への問い合わせを増加させています。

納税者が国外の関連企業との間で合計1百万ドル以上の取引を行った場合、取引の性質と金額を税務申告時に、別表25Aとして知られる添付資料によって、ATOに報告する必要があります。

移転価格取引の文書化に関しては、法的に義務付けられておりませんが、別表25Aは、当該文書によりカバーされた取引の比率を明らかにするよう要求しています。移転価格取引の文書化についての性質と構成についてのATOの見解は、一般に、OECDガイドラインによって推奨されている内容と一致しています。

## グループ課税

究極的に100%保有となる法人グループ会社、パートナーシップおよび信託に関する法人所得税およびキャピタルゲイン課税について、当該事業体がオーストラリアに所在する場合には、連結納税制度が適用されます。外国企業が100%保有し、国外居住者である親会社とオーストラリア居住者である複数の子会社との間で共通のオーストラリアでの親会社が存在しない場合は、オーストラリアに居住する子会社の連結も認められます。

グループが連結納税制度を選択した場合、すべての100%所有の事業体を含める必要があり、選択を取り消すことはできません。また、グループ会社間の取引は、法人所得税上、無視されることとなります。

## 税制上の優遇措置

### 国内投資

投資プロジェクトの性質や規模により、該当するオーストラリアの州政府は、特定案件に対し、または期間限定で、支払給与税、印紙税および土地税の優遇措置適用を行う場合があります。

## 資本投資

適用される可能性のある資本投資のインセンティブは、下記の通りです。

- 石油およびその他の鉱物の探索および採取に対する資本支出には、加速控除が利用できます。採石業務に関して1989年8月16日以降に発生した特定の資本支出も、税制優遇措置の対象となっています。
- 現在の研究開発費控除規則により、2010年7月1日まで、適格な研究開発 (R&D) 支出は、特定の条件を満たした場合最高125%までの費用控除が認められます。技術の取得あるいは技術の入手方法の取得における支出 (すなわち中核技術に対する支出) は、その目的が適格なR&Dの実施である場合、支出額にもよりますが100%まで、加速償却が可能となります。特定の条件に合致する特定の支出については、175%のプレミアムレートでの費用控除の適用が可能となります。小規模の企業 (売上500万ドル未満の企業) に対しては、現金の支給が行われる場合もあります。また、オーストラリア法人が国外のグループ会社に代わりR&D活動を行なう場合、R&D支出の100%相当額の基礎的控除、および当該法人のオーストラリアグループ全体のR&D支出の平均額を超過した額に対する175%の追加費用控除が適用されるかもしれません。2010年7月1日から、上述の研究開発費控除規定は、より簡素化されると予想されています。この結果、グループの売上が200万ドルまでの会社は、支出額の45%が還付可能な税額控除額を受けられるようになり、グループの売上が200万ドル以上の会社は、支出額の40%について、還付不能な税額控除が認められるようになる予定です。新しい規定は、外国の親会社 (すなわち海外で保持されるIP) のために行われるオーストラリアでの研究開発の促進に繋がるものと期待されています。この新制度を通し、対象企業は追加的な便益を享受することが可能となる一方で、より厳格な適格要件の適用、直接事業化される特定の研究開発活動に対する限定的適用等を通し、この便益が相殺されるものと予測されています。
- 本国の管轄区域内では非課税の非居住者年金基金 (カナダ、フランス、ドイツ、日本、英国、米国またはその他の指定された国の居住者) で、オーストラリアでの登録要件を満たす場合は、12カ月間以上リスクを負いながら保有していた特定のオーストラリアのベンチャーキャピタル株式の処分に対しての課税が免除されます。2002年7月1日より、この免除が、税金を免除されているその他の特定の非居住者である投資家にも拡大されました。

- 開発資金プールファンド(pooled development fund: PDF)とは、中小企業に自己資本を提供するために設立された投資会社のことです。PDFの場合、純所得に対して25%での税率での課税対象となりますが、中小企業から得た収益に対する税率は15%となります。PDFは、課税済受取配当金の受領に対してインピュテーションクレジット(配当を支払う法人が納付した法人所得税に関する一種の税額控除)が認められています。PDFからの配当は非課税です。PDFの持分売却から得る利益は、非課税であり、損失は損金算入されません。政府は、PDF関連プログラムに代わり、「初期段階にあるベンチャーキャピタル限定のパートナーシップ(early stage venture capital limited partnership:ESVCLP)」を利用した投資手段に関してのプログラムを発表しました。PDFプログラムは、2007年1月1日より新規登録者の受付を停止しています。

ESVCLPプログラムの目的は、登録および投資の基準を満たすファンドに対し大幅な税優遇措置の適用を認めることで、オーストラリアの初期段階にあるベンチャーキャピタル分野を活性化することにあります。

ESVCLPは、主にリミテッド・パートナーシップとして構築され、関連法に準拠してInnovation Australiaに登録されたベンチャーキャピタルファンドです。ESVCLPは、税務上パス・スルーの主体であるため、ESVCLPのパートナーシップレベルでは課税されません。さらに、ESVCLPに対する投資の結果得られる所得およびキャピタルゲインは、パートナーレベルでは、オーストラリアでは非課税となります。ただし、ESVCLPによる税務上の欠損金は、パートナーレベルでは取り込めず、損金算入もできません。

ESVCLPは、投資活動を開始する前に、Innovation Australiaから投資計画とパートナーシップ規約の承認を受ける必要があります。また、ESVCLP投資の財務内容と被投資事業体の性質の両面に制約を設ける法的要件も多数存在しています。その要件は以下の通りです。

- ESVCLPは、50百万ドルを超える価値のある事業体に投資してはならない
- ESVCLPは、その投資価値が250百万ドルを超えた場合に、投資を売却しなくてはならない
- ESVCLPは、主たる活動が適格な活動である事業体のみ投資することができる。非適格な活動には、土地開発、不動産所有、銀行業務、他社への資金提供、リース、債権買収、証券化、保険、インフラまたは関連施設の建設または取得、利子、賃借料、配当、使用料あるいはリースといった性質の所得の稼得を目的とした投資が含まれる

- ESVCLPファンドの規模は、10百万ドル以上(100百万ドル未満)でなければならない
- ESVCLPにおいて、各パートナーの出資持分が約定資本総額の30%を超えてはならない

さらに、ESVCLPは、四半期ごとの報告書および年次報告書をInnovation Australiaに提出しなければなりません。会社/ユニット信託およびその関係者、あるいはその会社/ユニット信託が属する100%グループのその他のメンバーの持分(債務および株主持分を含む)へのパートナーシップ投資の総額が約定資本の30%を超えることはできません。この規則には例外があり、退職者年金ファンド、認可された預金等受入機関および生命保険会社などには適用されません。

オーストラリアで認可されたオフショア銀行業務ユニットが純粋なオフショア銀行取引から得た課税所得に対する税率は、10%です。

償却資産の取得、あるいは事業を継続することを主目的として既存の償却資産に改良を加える場合、投資関連特別控除を利用することで税務上の便益が享受可能となるかもしれません。

年間売上が200万ドル未満の中小企業が、2008年12月13日から2009年12月31日の間に資産取得の契約を締結し、かつ2009年12月31日までに使用のために設置完了した資産について、取得価額の50%を控除することができます。中小企業の場合は、投資額が1,000ドル以上の場合に、この投資関連特別控除が可能となります。

年間売上が200万ドル以上の企業は、2008年12月13日から2009年6月30日の間に、資産取得の契約を締結し、かつ2010年6月30日までに設置完了している資産について、取得価額の30%を控除することができます。2010年7月1日から2010年12月31日の間に取得し、かつ設置完了した場合に、さらに10%の控除を受けることができます。また、2009年7月1日から2009年12月31日の間に取得し、かつ2010年6月30日までに設置完了した場合に、さらに10%の控除を受けることができます。10千ドル以上の支出が、年間売上200万ドル以上の企業が30%およびさらなる10%の控除を受ける際の適格要件の一つとなっています。

この投資関連特別控除は、償却資産の減価償却等の控除処理が含まれている税務申告書を通じて、適用を受けることとなります。

## 間接税

### 印紙税

オーストラリアの各州および特別地域では、抵当権証書、証券、保険証書、市場性のない株式の譲渡、リース文書および資産、事業または不動産の譲渡に関する契約などの取引に対し、さまざまな税率の印紙税が課されています。一部の州および特別地域では、上記取引の一部に印紙税の免除が認められています。

### 土地税

オーストラリアの各州およびオーストラリア州都特別地域の政府は、土地そのものの未改良価額に基づき土地税(土地所有者に課税されるもの)を課しています。土地税の税率は、オーストラリア全体でさまざまですが、一般的に資産価値が上がれば課税税率も高くなっています。通常、土地税の納税義務は、特定の日において所有されていた土地に関して発生しますが、ニューサウスウェールズ州では、毎年12月31日の午前零時に納税義務が発生します。

### 支払給与税

支払給与税は雇用主に課せられるものです。これは、州ベースの税金であり、課税税率は州によって異なり、支払給与税の課税対象となる給与所得の内容を定める規則も州によって異なっています。たとえば、現行のニューサウスウェールズ州の給与税率は、2009年12月31日まで5.75%、2010年1月1日より2010年6月30日までは5.65%です。これは、個人が外国またはオーストラリア国内から給与を支払われるかにかかわらず、適用されます。

少額の給与支払に関する非課税制度もあります。現在、ニューサウスウェールズ州の非課税基準は638千ドルとなっています。

## 関税

関税は、一般に、輸出時の港湾におけるF.O.B.価格に基づいた商品の「関税課税価額」(すなわち多くの場合、外国での国内輸送価格を含む)の合計に対して課されるものです。関税課税価額は、オーストラリアの法律にしたがって判断されるもので、商品の販売価格と一致するとは限りません。関税は、商品がオーストラリアに入国した時点で課税されます。これは、商品が通関した日あるいは関税保税倉庫から搬出された日である可能性もあります。関税法は、オーストラリアに輸入される商品とその輸出を管理します。関税法の第8章において、関税の支払いおよび計算方法が規定されています。関税を計算するにあたって考慮される2つ要因は、輸出国および商品が有する価値です。一般に、ほとんどの商品の関税率は、5%です(自動

車本体とパーツを含む)。織物、衣類、および履き物は、一般に10%の関税率が適用されます。輸入品の関税額は、様々な関税譲許通告(TCO)、規制、または自由貿易協定(FTAs)の適用により減額されます。これらの譲許の適用は、商品の内容および輸入の目的等、様々な要因に依存します。輸入業者は、商品の輸入にあたって、TCOの適用を通じた免税での商品輸入が可能かどうか確認を行なうべきです。一般的には、もし適用可能なTCOが存在しない場合、輸入品がオーストラリアで生産されず、オーストラリアで代用可能な商品が存在していないことが実証される場合、輸入業者は別途TCOを申請することが可能です。さらに、AusIndustryが、(適格な業界の)10百万ドル以上の設備投資を要する資本プロジェクトのための商品についての免税輸入が、特定の要件を満足した場合可能となる強化プロジェクト職制制度(職制71)(Enforced Projects By-laws Scheme (By-law 71))と呼ばれるプログラムを運営しています。このプログラムは、資源業界および製造業において頻繁に利用されています。このプログラムを利用した優遇措置の適用を受けるためには、対象プロジェクトの資材やサービスの入札を行うための完全で、公平かつリーズナブルな機会がオーストラリア企業に与えられる事が必要であり、このような調達プロセスが行われてきたことを、申請企業は立証する必要があります。

オーストラリアは、いくつかの自由貿易協定を既に締結し、また、複数の協定の交渉中でもあります。最近では、ASEAN-オーストラリア-ニュージーランド自由貿易協定(AANZFTA)は、2010年1月1日に発効しました。AANZFTAは、加盟国間の商品とサービス、投資、知的所有権、e-コマース、ビジネス目的の出張者の一時的な入出国、および経済協力などを含む経済活動のすべての分野をカバーしている包括的な自由貿易協定です。この協定は、あらゆる形での商品、サービス、および投資におけるすべての障害の段階的排除を通じ、東南アジア諸国と商取引を行なうオーストラリアの事業に、著しい便益を提供します。以下は、オーストラリアの既存の自由貿易協定と交渉中の自由貿易協定のリストです。より多くの情報は、オーストラリア連邦政府外務貿易省のウェブサイトから入手可能です。

## 既存のFTA

- ASEAN-オーストラリア-ニュージーランド自由貿易協定 (AANZFTA)
- シンガポール-オーストラリアFTA(SAFTA)
- タイ-オーストラリアFTA(TAFTA)
- オーストラリア-アメリカ合衆国FTA(AUSFTA)
- オーストラリア-ニュージーランド Closer Economic Relations (ANZCERTA)
- オーストラリア-チリFTA(ACFTA)

## 交渉中のFTA

- オーストラリア-中国FTA交渉
- オーストラリア-湾岸協力会議(GCC)FTA交渉
- オーストラリア-日本FTA交渉
- オーストラリア-韓国FTA交渉
- オーストラリア-マレーシアFTA交渉
- Pacific Agreement on Closer Economic Relations (PACER) PLUSに関する合意交渉
- トランス太平洋の協力合意交渉

商品輸入の手続きに加えて、輸入業者は、通関時の輸入申告書が、オーストラリアの関税規則に遵守していることを慎重に確認する必要があります。オーストラリア税関国境警備局 (Australian Customs and Boarder Protection Services) は、移転価格調整に関連して、より厳格な態度を示しています。2009年に、オーストラリア税関国境警備局は、移転価格調整の輸入品の関税対象価額に対する影響に言及した租税実務指針(Practice Statement)を公表しました。国外の関連企業からオーストラリアに商品を輸入する企業は、関税へのインパクトの観点から移転価格調整を吟味し、支払関税額の過不足を確認する必要があるものと考えられます。財務上の影響にかかわらず、国際間の関連企業間の取引の取引価格の設定方法が、オーストラリアの関税上の価額評価の規定に準拠しているか否かを確認するため、税関当局に評価に関する助言を求めることも必要だと考えられます。

## 物品サービス税(GST)

GSTに関する詳細は、「物品サービス税」のセクションをご参照下さい。

---

# 物品サービス税 (GST)

## GSTの概要

オーストラリアでは、2000年7月1日より広範囲に渡る物品サービス税(GST)(日本での消費税と同等)が導入されました。GSTは、世界の多くの国で採用されている付加価値税(VAT)モデルをベースにしています。GSTにより、オーストラリア国内でのほとんどの物品、サービスおよび資産の消費に対して10%の税金が課されます。輸入品も含まれますが、一般的にはオーストラリア国外で消費される物品またはサービスの輸出には適用されません。

GSTの要点は下記の通りです。

- 事業を営んでいるおり、GST上の年間売上高がGST登録基準額以上の場合、当該事業体はGST上の登録を行なう必要があります。この基準額は、現在75千ドル(非営利団体の場合は、150千ドル)
- GSTは、GSTに登録している事業体が生産したほとんどの物品、サービスまたは無形資産の供給(取引)価格に対し10%の税率で課税されます。ただし、供給品が非課税対象となっている場合、あるいはGST免税の対象の場合は除きます(以下参照)。物品またはサービスのサプライヤー(提供者)は、その供給にかかるGSTに関する法的な納税義務を負っています。通常は、物品やサービスの価格にGSTの額を含め、同金額を物品・サービスの受領者が支払うことで、サプライヤーがGST金額を回収することになります。
- 一部例外はありますが、商品価値の10%という税率で、輸入品に対してGSTが課税されます。物品の価値には、関税課税価額、関税、および関税課税価額に盛り込まれていないオーストラリアにおける荷受場所までの物品の運送料、物品運送にかかる保険料が含まれます。商品輸入におけるGSTの繰り延べ措置の対象となっている場合を除き、商品の輸入時点で当該商品の輸入業者より、オーストラリアの税関がGSTを徴収します。
- 特定のサービスの輸入は、GSTの「リバースチャージ」規定において、課税対象となるかもしれません。
- 事業主は、事業運営において使用するため(商品およびサービスの)取得に関連して支払ったGSTについて仕入税額控除を受けることが可能です。GST非課税(input taxed)の供給に関連した取得における(仕入)GST税額、または事業に関連しない仕入、あるいは個人消費を目的とした取得および輸入に関連した(仕入)GST税額は、仕入税額控除の対象とはなりません。
- 一部の物品およびサービスはGSTが免税(GST-Free)されますが、このような場合その他のGSTまたはVAT制度において「レートゼロ(zero-rated)」と言及されています。物品またはサービスがGST免税の場合、サプライヤーは当該供給のGSTを支払う義務はありません。供給品にGSTが課税されていなくても、サプライヤーは、事業運営において使用するために取得において支払ったGSTは、仕入税額控除を受けることが可能です。
- 以下のような供給は、その他の条件を満たす場合に、GST免税となります。
  - 輸出品
  - 海外旅行
  - 非居住者が海外で購入したオーストラリア国内のフライトを利用した旅行
  - ほとんどの健康、教育および育児サービス
  - 食品
  - 上下水および排水
- GST免税の供給には他にも以下のようなものが挙げられますが、これらに限定されるものではありません。
  - 既存事業の売却(関連法令上「継続事業体の供給」と呼ばれるもの)
  - 貴金属の一次供給
  - 入国時の国内免税店を通じた供給品
  - 政府による土地自由保有権および類似する利権の付与
  - 農地の特定の供給品
- 一部の物品はGST非課税(Input-taxed)ですが、このような場合その他のGSTまたはVAT制度において「免除(Exempt)」と言及されています。この場合、サプライヤーはその供給にかかるGSTを支払わない一方、供給を行なう過程で取得あるいは輸入した品物に係るGST税額は、仕入税額控除の対象となりません。ただし、金融サービスの提供に関連する特殊な取得に関しては、部分的な仕入税額控除が認められる場合もあります。

- GST非課税の供給の例は以下の通りです。
  - 特定の種類の金融サービス
  - 住宅賃貸および新築住宅の販売（課税対象）を除く居住施設の供給
  - GST免除となる貴金属の一次供給後の、貴金属の供給
- GST申告は、年間売上高が20百万ドル未満のサプライヤーの場合、当該サプライヤーが月次の申告を選択しない限り、四半期ベースで承認された形式によって提出されます。年間売上高が20百万ドル以上のサプライヤーは、月次ベースでGST申告を提出しなければなりません。
- 登録された事業者による土地に関する自由保有権またはその他の利権の売却は、一般的なGSTの規則あるいはマージン制度の条項（サプライヤーと受領側がマージン制度の適用に関して書面で合意し、その他の条件が満たされている場合）のいずれかによりGSTの対象となります。一般的なGSTの規則が適用される場合、GSTは当該資産の売却価額全額を基に算出されます。マージン制度が適用される場合は、GSTの金額は供給のマージンの11分の1相当額となります。通常、マージンは、当該資産の供給対価（登録事業主の当該資産売却価額）が当該資産の取得対価を超える金額です。
- 個人が他の個人に対して行う居住施設の売却は、GSTの対象外です。
- 保険会社による保険証書の供給は、一般的に課税対象です。ただし、生命保険は、GST非課税対象の金融供給であり、輸出および民間の健康保険証書として認められる保険供給は、一般的にGST免除の供給とされます。



---

# 個人に対する課税

## 居住性に関するオーストラリアの税務上の取り扱い

個人の居住性に関する税務上の取り扱いの要点は以下の通りです。

- 税務上の居住者は、世界中での所得および課税対象のキャピタルゲインについて課税されます(ただし通常、制限つきで外国税額控除が認められます)。
- 最高限界税率は45%であり、180千ドルを超える所得に適用されます(2010年6月30日に終了した事業年度において、最初の180千ドルに55,850ドルの税金が課されます)。
- Medicare (メディケア)は、オーストラリアの公的な国民保険制度です。医療制度に関連した拠出金の負担は、一般的にメディケア保険料(Medicare Levy)を通じ税務申告の際に行われます。保険料は、課税所得の1.5%となります。高額所得者で、適切な私的医療保険に加入していない場合は、課税所得および申告義務のある経済的利益の1%をメディケア追徴課税(Medicare Levy Surcharge)として支払う義務があります。一部の国の海外駐在員、低所得者および特定の要件を満たすその他の納税者には、メディケア保険料の免除が認められます。
- 税務上の一時的居住者である海外駐在員は、外国で発生する投資所得に関し、オーストラリアの課税対象外となります。これらの人々については、キャピタルゲイン課税の対象となる資産の範囲も狭くなっています。
- 居住者は、特定の海外信託への投資、支配権を有するオフショア企業および特定の海外投資ファンドおよび海外の生命保険証券における持分に関し、発生主義ベースで税制の対象となります。税務上の一時的居住者には、この制度は適用されません。
- 雇用主は、各従業員(特定の海外駐在のシニアエグゼクティブを除く)に代わりオーストラリアの認定された退職基金へ強制的な拠出金を払う義務があります。現在の金額は、給与の9%となっています。ただし、2010年6月30日に終了した事業年度について、四半期毎の給与の上限が40,170ドルと定められています。また、オーストラリアに滞在する海外駐在員には特定の例外が適用される場合があります。

## 給与所得に対する課税

一般的に、居住者個人の世界中での給与所得がオーストラリアの税金の課税対象となります。この場合、その所得がオーストラリアに送金されるかどうかは問われません。課税対象の給与所得には、基本給、賃金、手当(非課税対象である遠隔地手当を除く)、歩合給、取締役の給与および、賞与や従業員持株/オプション制度などの利益分配の支払などのその他の現金報酬が含まれます。

雇用契約はすべて、最終的な締結に先立ち、オーストラリアの雇用担当弁護士や税金アドバイザーによるレビューを受ける必要があるものと考えられます。これは、税務上の居住性に関して考えられる疑問を特定し、特に遠隔地手当など、税務面で有効な報酬体系を導入するために重要です。

## 経済的利益税(Fringe Benefits Tax)

経済的利益税(FBT)は、雇用主が従業員または従業員の関係者、退職者または雇用予定の従業員に対して提供する現金以外のほとんどの経済的利益に適用されます。

通常、この税金の対象となる主な経済的利益には、従業員に提供される自動車、低利子あるいは無利子の融資、および個人的支出の支払または払戻しなどがあります。

経済的利益は、従業員側では非課税となります。その代わり、当該経済的利益には異なる税徴収手続きが適用され、個人の最高限界税率で雇用主側で課税されています。しかし、雇用主がFBTのコストを従業員の総合的な報酬体系の一部として転嫁することは珍しいことではありません。

FBTは、雇用主に課され、従業員がオーストラリア国内で就労している場合、オーストラリアの会社および海外の企業の両方によって支給される経済的利益について課税されます。ただし、人員配置および異動に関連する経済的利益には、多数のFBTの免除および優遇措置が認められています。

## 正味キャピタルゲイン

1985年9月19日以降に取得した資産の売却または他の方法による処分により得たキャピタルゲインは、通常総課税所得に含まれます。1999年9月21日より、資産の保有期間が12カ月以上の場合(特定の例外の対象)、課税対象となるのは正味キャピタルゲインの50%のみとなります。外国居住者および一時的居住者は、資産の一部のみがキャピタルゲイン課税の対象となります。また、個人が初めて税務上の居住者となる場合、キャピタルゲイン課税に関する資産の評価に特別規則が適用されます。主たる居住地の処分は、一般的にキャピタルゲイン課税の対象にはなりません。

## 投資計画

先に述べた通り、一時的居住者と見なされないオーストラリアの居住者は、世界中での所得がオーストラリアでの課税対象となり、該当する場合、外国税額控除相当額が減算されることとなります。したがって、オーストラリアの居住者となる前に、個人投資およびその他の関連事項を見直し、税金に関する潜在的リスクとプランニングを検討することが不可欠です。

## 金融取引に関する課税(TOFA)

これらの措置では、外国為替差損益を認識して算出する方法が規定されており、外国為替 (forex) 損益を税務上で認識する場合のタイミングの確定規則が厳密に定められています。

TOFAに関する法規は、2003年7月1日以降に開設、締結、再融資あるいは変更された、外国通貨での銀行口座および融資に適用される可能性があります。特定の条件が満たされる場合、特定の免除が適用されるされるかもしれません。ただし、一時的居住者と見なされる個人には、これらの規則は適用されません。

## 居住者となる前に

オーストラリアの居住者となることを検討している方は、必ず、オーストラリアの税法の適用およびプランニングに関して具体的なアドバイスを受けられることをご提案いたします。



---

# オーストラリアの雇用法の概要

## オーストラリアの雇用法 — はじめに

概して、オーストラリアの雇用法は以下を基に作成されたものです。

- コモンロー、特に雇用契約および雇用主と従業員に課される黙示的義務
- 制定法および規制の枠組み
- 現代労使裁定および職場協定などの労使関連に関する法的文書

### コモンロー

コモンローはオーストラリアの雇用における義務の主な根拠となっています。コモンローでの義務の最も明確な根拠は、雇用契約から発生します。雇用契約(文書または口頭)は、オーストラリアでのすべての雇用関係を決定します。

雇用契約には、雇用を提供する雇用主と雇用を受け入れる従業員、ならびにその関係に付随する権利と義務が盛り込まれます。雇用契約の成立には、以下の4項目が必ず存在しなければなりません。

- (a) 申し入れ
- (b) 受諾
- (c) 対価
- (d) 法的関係構築の意図

雇用契約は、必ずしも書面で交わす必要はありませんが、書面による契約が推奨されます。

書面による雇用契約では、さまざまな要因に応じて異なる問題を取り上げる必要があります。その要因としては以下のものが挙げられますが、これに限定されません。

- 雇用関係の性質
- 従業員の役割と功勞
- 解雇の方法
- 機密保持、知的財産および雇用期間中・雇用期間後の従業員の活動に関する制約などの雇用主側の要件

効果的に活用すれば、書面による雇用契約は、両者の関係を効果的に定め、管理、評価する役割を果たします。

雇用における両者の義務、権利および資格をめぐる争議における訴訟に関して、最近の裁判所のアプローチの傾向を受けて、雇用契約を文書化し、更新していくことの重要性が近年さらに高まっています。

## 制定法および規制の枠組み

オーストラリアには、連邦および州の二層構造の労使関係の枠組みがあります。従業員の雇用に影響を与える連邦および州の法律が多数存在します。

2006年3月27日、2005年の連邦政府の職場関係改正法(連邦改正職場関係法)が開始され、オーストラリア制定法の枠組みが大幅に変更されました。この改正法は一般的に「WorkChoices」と呼ばれています。WorkChoicesにより、連邦の労使関係制度の対象範囲が大幅に拡大されました。

しかし、2009年7月1日、WorkChoicesに反対する労働党の政権獲得による「Fair Work System(フェア・ワーク制度)」の導入に伴い、再び制定法の枠組みが変更され、新職場関係法「Fair Work Act 2009(2009年フェア・ワーク法)」が適用開始されました。ほとんどの改正は、同日付で適用開始され、10項目の「National Employment Standards(全国雇用基準)」および「Modern awards(現代労使裁定)」に関連した規定が、2010年1月より施行されました。

雇用主は、連邦あるいは該当する州の法規のいずれの対象条項に含まれるかにより、連邦または州の労使関係制度のいずれかの対象となりますが、一般的に、ほとんどの雇用主が連邦制度の対象となります。

下記に該当する従業員(および雇用主)は、連邦制度の対象となります。

- オーストラリアで取引活動または財務活動を営む雇用主、またはオーストラリアで事業を行う外資系企業に雇用されている従業員
- 北部特別地域およびオーストラリア首都特別地域で雇用されている従業員
- (西オーストラリア州を除くすべての州からの連邦に対する権限の委譲に伴った)個人事業主、パートナーシップ、チャリティ、コミュニティサービス団体、その他の非営利団体など、前述以外の雇用主により雇用されている当該州の従業員

連邦制度の適用を受ける雇用主は、「national system employers」と呼ばれます。

州の法規では引き続き、national system employersではない雇用主(西オーストラリア州のパートナーシップおよび個人事業主、連邦に権限委譲を行なった州の雇用者で連邦制度の対象外となる特定の雇用主(司法官や上級公務員関連)を規制します。

また、州の特定の法規は、労働衛生、安全、労災補償など

の従業員の雇用に関する特定分野において、すべての雇用主に対し継続的に適用されます。

## 連邦の制定法の枠組み

### Fair Work Act (フェア・ワーク法)

2009年7月1日から、「national system」の対象となる雇用者と従業員は、Fair Work Actの規定の対象となっています。

Fair Work Actによって導入された新しい労働施策の主な特徴は、下記の通りです。

- 10の新しい法的最低賃金および労働条件 National Employment Standards (以下、NES) の設定。なお、NES は、2010年1月1日より施行されています。
- これまでの連邦裁定と Notional Agreements Preserving State Awards (NAPSA) が複合された複雑なシステムに取って替わる統合された新しい制度として2010年1月1日より施行されている現代労使裁定 (Modern awards) の設定。この新しい裁定は、対象となる従業員の追加的な最低労働条件を定めたものです。
- 雇用関連制度を管理し統治する新機関 (Fair Work Australia (FWA) および Fair Work Ombudsman) の設置。
- 新しい職場協定、新しい種類の職場協定の締結における、雇用主、従業員および組合に対する誠実な要求交渉に関する規定、および協定の内容や承認に関する新規定の導入。
- 職場協定の対象となっている全て従業員が、該当する現代労使裁定における最低雇用条件以上の待遇の対象となっていることの確認および検証 (BOOTテスト)
- 組合が職場や従業員に関係する情報にアクセスできる権利の拡大。これには、個別契約または組合を伴わない契約の対象となっている従業員と話し合いを持つ権利、および非組合員の記録アクセスに関してのFWAへの申請が可能となる権利が含まれます。
- アウトソーシング、業務の内包化 (インソーシング)、雇用終了3ヶ月内の関係会社への雇用の移転などを含む、より拡大された項目を対象とした事業移転に関しての新規定の導入。移転の対象となる従業員についての労使関係に関する法的文書 (現代労働裁定、職場協定など) は、新しい雇用者に移管され、新しい文書締結まで適用されることとなります (旧WA法の規定においては、最高12ヶ月間の移管適用期間)。また、移管された労使関係に関する法的文書は、新しい雇用者 (すなわ

ち事業の購入者 (移転先)) により事業移転後に新規採用され、移転対象従業員と同一の業務と一緒に遂行する従業員にも適用されます。

- 組合結成の自由だけではなく、差別的あるいは不当な扱い、抑圧、虚偽の説明、違法解雇そして偽装契約などを含む、新しく拡大された職場環境保護関連規定の導入。
- 雇用復帰を強調した、不当解雇や非公式の不当な解雇手続きに関する規定の拡大。小規模雇用者 (カジュアルベースで雇用されている従業員を除く総従業員数が15名未満の雇用者およびその関連会社) に適用される新しい小規模企業公正解雇基準の設定。

### 全国雇用基準 (National Employment Standards (NES))

NESで規定されてる被雇用者の権利10項目は、以下の通りです。

#### (1) 労働時間

正規雇用者の最大標準労働時間は、1週間当たり38時間となっています。加えて、時間外労働が妥当な範囲で認められます。

#### (2) 柔軟な労働時間制

就学中の子ども (障害者の場合は18歳に達するまで) を持つ被雇用者は、柔軟な勤務体系を求める権利を有します。雇用者は、妥当な職務上の理由がある場合のみ、この要求を拒否することができます。

#### (3) 育児休暇

最長12ヶ月間の無給育児休暇を取得することができます。さらに、12ヶ月間延長を求めることも可能かもしれません。

#### (4) 有給休暇

年間4週間 (交代勤務の場合は5週間) の有給休暇が取得できます。最低4週間の休暇が累積された場合、現代労使裁定、職場協定または、文書化された合意書 (労使裁定・職場協定対象外の従業員の場合) における特定の状況下、未消化の有給休暇の現金化 (雇用者による買取り) が認められるかもしれません。

#### (5) 病欠休暇、介護休暇、忌引休暇

年間10日間の病欠または介護休暇に加え、許可対象となる状況下、2日間の有給忌引休暇 (カジュアルベースでの雇用の場合は無給)、2日間の無給介護休暇が認められています。

#### (6) 地域活動休暇

陪審員としての裁判所への出廷や、何らかの緊急事態への支援など地域社会活動に関連した休暇が取得となっています。なお、陪審員の場合を除き無給です。

#### (7) 長期勤務休暇

NESにおいて今後の改正が行なわれるまで、労使裁定または職場協定、その他州および特別地域の法令にて従来より規定されている長期勤務休暇に関する権利が、継続して適用されます。

#### (8) 祝日

祝日は有給で休むことができます。NESには、公休日に労働を行なう際の規定が含まれています。

#### (9) 解雇予告および解雇一時金

従業員の解雇においては、全ての従業員は、書面による解雇通知を受ける権利（または、通知期間に対応する支払いを受ける権利）を有します。通知期間は、勤続年数によって異なり、最長5週間です。また、特定の従業員は、勤続年数をベースに算出される最低限の解雇一時金を受け取る権利を有します（小規模雇用者は、この規定の適用対象外）。

#### (10) Fair Work Information Statement (フェア・ワーク説明書)

新規の被雇用者は、雇用開始後すぐにフェア・ワーク説明書を受け取る権利を有します。この説明書には、NES、現代労使裁定、協約の締結、組合の自由、FWAの役割に関する情報が含まれています。

## 州の制定法の枠組み

Fair Work Act 2009およびFair Work Amendment Act 2009の施行により、少なくとも民間部門における雇用者および従業員に関連した国内で統一された労使関係制度を確立させる観点から、労使関係についての州の権限の国（連邦）への委譲が可能となりました。

西オーストラリア州を除くすべての州は、労使関係に関する権限を国に委譲しました。この結果、2010年1月1日より、ほとんどの個人事業者、パートナーシップ、非営利組織、非法人企業、その他事業を行わない企業は、それぞれの州の当該制度から、国の「Fair Work system (フェア・ワーク) 制度」に移行されました。

国の制度への移行を補助するために、権限委譲を行なった州の雇用者に対し、下記の支援を含む移行関連規定が適用されます。

- 2010年1月1日から12ヶ月間は、これまでの州の労使裁

定が継続して運用されます。その後、現代労使裁定が適用されることとなり、州の労使裁定は適用中止となります。

- 従業員との間の州規定を適用した雇用契約は、契約終了まで、または更新されるまで、引き続き適用されます。

なお、連邦制度の対象とならない少数雇用者については、各州または特別地域の労使関係に関する法律が継続して適用されます。

## 労使関係に関する法的文書

大多数のオーストラリアの従業員の雇用条件は、現代労使裁定や職場協定を含む労使関係に関する法的文書によって管理されています。

### 現代労使裁定 (Modern Awards)

新しい現代労使裁定制度は、これまでの（制度改正前の）連邦の労使裁定やNAPSAsに取って代る形で、2010年1月1日より施行されました。これまでの制度では、非常に多くの労使裁定（雇用主特有の連邦労使裁定、職種特有のNAPSAs）がありましたが、現代労使裁定に関しては、その数が大きく減少し、産業別または職種別となっています。

約200近くの現代労使裁定が導入され、それらは連邦労使裁定やNAPSAsが対象としていたものより幅広い産業および職種業種をカバーしています。さらに、産業・職種別の現代労使裁定ではカバーされない従業員に適用される「その他の現代労使裁定 (Miscellaneous modern award)」も存在しています。しかし、高額所得基準額を超える年間所得に関する文書での保証を受け入れ、当該年間保証所得を受け取っている従業員には、現代労使裁定は適用されません。インフレ率で年次調整が行なわれるこの高額所得基準額は、現在108,300ドルです。

現代労使裁定は、残業、手当、休暇、年金、協議プロセス、要求、紛争解決、解雇通知および解雇一時金に関してNESで定められている法的権利に加えて、追加的な最低限の権利を与えています。さらに、現代労使裁定には、雇用主と従業員がそれぞれの要望を満たすために、雇用主と従業員の間で、現代労使裁定において許容された特定項目の適用の変更に関する個別交渉を許可する柔軟な条項も含まれています。

### 職場協定 (Enterprise agreements)

以前の WorkChice 制度下、連邦の職場協定は、雇用主と

労働者グループ間の協定(従業員団体協約)、あるいは雇用主と職場の従業員を代表する労働組合との協定(組合団体協約)、個人ベースでの協定(オーストラリア職場協定(AWA))、または、新規事業における協定(新規協約)のいずれかとして、集合的に作成することが可能でした。

Fair Work Actは、組合協定と非組合協定の区別をなくし、個別の法的協定の締結を不可能なものにしました。

上記に記載の通り、Fair Work Act では、誠実な要求交渉に関する規定、および職場協定の内容や承認に関する以下を含む新規定が導入されました。

- 現代の労使裁定の規定を職場協定の条件と比較するBOOTテストの導入。
- 差別的用語、欠勤に対する罰則条項、組合員のサポート条項といった職場協定に含まれてはいけない内容(「禁止内容(prohibited content)」)に関する概念の排除。新しい職場協定は、差別的規定や「好ましくない規定(objectionable term)」を含め、どんな違法的規定も含んではいけません。好ましくない規定とは、新職場環境保護規定を違反する行為を認める、また要求交渉に関しての手数料を要求する規定です。
- 柔軟な勤務時間、パートタイム勤務などを含む特定の項目に関連した個々の従業員と取り決めが認められる「柔軟な規定」を含めることが義務付けられています。
- また、従業員に大きな影響を与えると考えられる職場に関連した変更について、(従業員が選択した場合)従業員の代理人の立ち会いのもと、当該従業員と協議も行なうことも義務付けられました。

## 行為の具体的な事由

### 不当解雇

オーストラリアでは、雇用主は従業員を解雇する場合、通常、以下のような関連法規に従わなければなりません。

- 解雇における最低限の通知期間を定めたFair Work Act(従業員が重大な違法行為により有罪となっている場合を除く)。また、事業移転や一時解雇についても規定があります。
- 解雇手続き、通知期間、そして配置転換等についての規定が含まれている可能性ある雇用契約
- 適用される現代労使裁定および職場協定

Fair Work Actのもと、一部の従業員には、不当解雇に関

する救済を申し立てる法的権利が認められています(解雇が「厳しい、不当、あるいは不合理である」と見なされる場合)。これには、Fair Work Actに記載されている特定の条件および除外項目が適用されます。Fair Work Actにおいて、連邦の不当解雇に関する規定に関しての大きな変更が行なわれました。これには、100人以下の従業員を雇用する事業者に適用されていた不当解雇に関しての除外項目の適用の取り消し、余剰人員整理における「正当な事業上の理由」に関連した除外規定から、より限定された「正当な余剰人員整理上の理由」に関する除外規定への規定変更などが含まれます。

従業員(特定のカジュアルベースで従業員を含む)は、不当解雇された場合、下記の条件を満たせば申し立てを行うことができます。

- 6ヶ月以上雇用された者。ただし、FW法上の小規模事業者の場合は1年。
- 解雇の時点で、下記のいずれかの場合。
  - 現代労使裁定、連邦の労使裁定、NAPSA、職場協定のいずれかの対象内
  - 年収総額が、高額所得基準額(現行108,300ドル)未満
- 特定の労働期間、労働内容、また特定の時期の雇用契約で雇用されているものではないにもかかわらず、期間・業務・時期終了時点で解雇されている。
- 期間限定で雇用され、研修終了後に解雇された研修生ではない。
- 降格されたが、従業員負担金や仕事の義務に大きな変更がないまま雇用が継続される場合。

なお、小規模企業公正解雇基準は小規模雇用主に適用され、小規模雇用主はこの基準に従った解雇であれば不当解雇に関しての訴えから保護されることとなります。

もし、Fair Work Australiaが、従業員が不当に解雇されたと判断した場合、従業員の職場復帰、または従業員に対する解雇補償の支払いを命ずるかもしれません。その場合、従業員が受けられる補償は、次のいずれかの小さい額を超えてはなりません。

- 54,150ドル(現在の高額所得基準額の半額)
- 解雇直前26週間で受け取る権利を有していた報酬総額、または実際に受け取った報酬総額のどちらか高い金額。解雇直前の26週間の期間中、無給休暇の期間があった場合、もしくは満額支払いではなかった場合は、無給休暇を取らなかった場合に支払われたと考えられる報酬総額も含まれます。

### 非合法的な解雇

Fair Work Actでは、(不当解雇とは対照的に)非合法的に解雇されたと考える従業員のための救済策も定められています。従業員は、自らの雇用解雇が、労働組合への加入または労働組合活動への参加、病気または怪我による一時的な休職、または非合法的な差別(人種、肌の色、性別、性的指向、年齢、心身の障害、配偶者の有無、扶養義務、妊娠、宗教など)、非合法的な理由によるものだと考える場合、FWAに申立てを行うことができます。

Fair Work Actは、違法解雇関連規定の適用範囲を、連邦制度対象外の雇用者・従業員も含めたすべての雇用主と従業員にまで拡大しました。

同様の規定は、各州制度の対象となる雇用主にも適用されます。しかし、解雇の取り扱いについては連邦法と州法では大きく異なる点がありますので注意が必要です。

### 一般的な保護

Fair Work Actでの一般的な保護規定は、職場での権利と組合の自由の保護、および職場での差別からの保護を、その目的としています。職場での権利を有し、行使し、または行使しようとすることに対する、(雇用者による)従業員が不利になるような扱いは、一切禁止されています。

「職場での権利」とは、非常に幅広い意味を持ちます。例えば、現代労使裁定、職場協定および職場に関連する法律上の権利を有する場合、職場に関連する法律上訴訟を起こすことが可能な場合、また自身の雇用に関して訴えや調査を求めることができる場合には、従業員は職場での権利を有しています。また、従業員に対する「不利な扱い」には、追加雇用の際の却下や拒絶、または差別およびその他雇用中に害を与える行為(降格など)が含まれます。

従業員の組合への所属や参加などの合法的な労使活動への従事を理由に、雇用主は従業員を不利に扱ってはならず、また従業員の病気や怪我を理由とした一時的欠勤を理由に、解雇してはなりません。

また、雇用主は、人種、肌の色、性別、性的嗜好、年齢、身体的または精神的障害、結婚歴、家族の扶養義務、妊娠、宗教、政治的見解、出身地、社会的出自を理由に、従業員を不利に扱うことが禁止されています。

### 契約違反／不正解雇の申立て

コモンローにおける契約違反など、解雇措置の事由は他にもあります。雇用契約がその条件に従わずに終了された場合、従業員に救済策が提供される場合があります。ただし、このような措置にはコストも時間もかかります。一般的に、これらは、シニアエグゼクティブ、マネージャーあるいは高給の従業員(金融サービス業の労働者など)に限られています。

### 差別／機会均等の申立て

自らが差別を受けていると感じる従業員は、連邦、州または特別地域の労使関係関連制度の対象の有無に関係なく、連邦人権機会均等委員会、従業員の州または特別地域の裁定機関(ニューサウスウェールズ州反差別委員会など)に申立てを行うことが差別に関する法令上、可能となっています。

## 関連規制の個別分野

### 退職者年金

退職者年金は、退職時にのみ利用できる一種の強制的貯蓄であり、年齢など、その他の制約の対象となります。

1992年の退職者年金保証(管理)法(連邦法)では、オーストラリア全体に渡り、従業員の退職者年金のための特定の拠出を、適用される拠出割合をベースに行なうことが事実上義務付けられています。違反すると、雇用主は不足分の拠出額、金利、手数料などから構成される退職年金保証賦課金を負担し、オーストラリア税務当局に対し支払わなければなりません。現在適用されている退職者年金掛金の割合は、従業員の平時の収入の9%であり、年金保証最大拠出金算定基準が適用されています(2010年6月終了税務年度におては四半期あたり40,170ドル)。一般的に従業員には、どの退職者年金基金ないしは退職貯蓄口座で退職者年金保証拠出金を受け取るか選ぶ権利が認められています。

### 長期勤続休暇

オーストラリアの多くの従業員は、NESのもと、長期勤続休暇が与えられます。現在、下記における関連規定をベースとした、長期勤続休暇の付与が保護されています。

- 職場協定
- 州または特別地域の長期勤続休暇法

### 労働安全衛生

オーストラリアの労働安全衛生法規は、一般的に州および特別地域に基づいています。オーストラリア国内の民間部門の雇用に適用される連邦の労働安全衛生法はありません。しかし、現在、労働安全衛生に関する法規がオーストラリア全土で統一されることが提議されています。

各州および特別地域の労働安全衛生法規では、従業員および職場に立ち入るその他の人々に関し、雇用主に重大な義務が課されています。これらの義務には、以下の項目の提供が含まれます。

- 安全な施設、機器類および物質
- 安全な作業システム
- 適切な情報、研修、指示および監督
- 適切な職場環境および施設

さらに、雇用主には、安全衛生のリスクを評価し管理するシステム、安全衛生の問題に関して従業員と相談するための制度および適切な文書管理や記録を実行し、維持する義務があります。

これらの義務を遵守できなければ、訴訟および重大な罰則の対象となる恐れがあります。違反に対する罰則は、雇用主、雇用主の取締役および管理責任者に課される場合があります。

義務は雇用主だけに限定されません。建物の占有者、メーカー、工場のサプライヤー、従業員、自営業者および国家も、職場の安全衛生法規のもとで別個の具体的な義務を負っています。

具体的な法的義務は、雇用主またはその他の人物あるいは事業体が所在する州、または特別地域によって異なります。

### 労働者の補償

すべてのオーストラリアの従業員(海外を拠点とする特定のオーストラリア人従業員およびオーストラリアを拠点とする海外の従業員を含む)は、労働者の補償に関する法規の対象となっています。

各州および特別地域が労働者の補償に関する法規を施行しており、雇用主には、以下のような重大な義務が課されています。

- 労働者補償保険(労災保険)への加入
- 該当する当局に対する労災による怪我および疾病の報告
- 継続した法令順守責任
- 怪我をした従業員に対する労災補償の支払
- 怪我をした従業員の職場復帰の支援
- リハビリテーションの方針およびプログラムの確立

### プライバシーおよび監視に関する法律

1998年のプライバシー法(連邦法)により、個人データに関連するさまざまな要件を定める、国家プライバシー原則(NPP)が確立されています。ただし、NPPは「従業員記録」には適用されません。従業員記録とは、過去または現在の雇用関係に関する個人情報の記録であり、医療情報が含まれる場合もあります。従業員記録に関する免除の適用については、雇用主による従業員記録の利用が雇用関係に

直接関連するものでなければならないなど、さまざまな条件を満たす必要があります。免除は、下請業者または不採用となった求職者には適用されません。

職場のプライバシーまたは監視を取扱う包括的な連邦法はありませんが、ニューサウスウェールズ州、ビクトリア州、西オーストラリア州および北部特別地域の州は、職場監視に関連した規定を定めています。最も包括的な労使関係関連法である2005年ニューサウスウェールズ州職場監視法では、特定の通知およびその他の要件が満たされる場合を除き、あらゆる形態の監視カメラ、コンピューターの監視および業務上の追跡監視が禁止されています。さらに、ニューサウスウェールズ州の職場では、電子メールおよびインターネットアクセスの防止にも制約があります(特に労働組合のウェブサイトからの電子メールに関するもの)。

## 差別

特定の分野における直接的あるいは間接的差別を禁止するものとして、さまざまな連邦、州および特別地域の制定法があります。該当する連邦法規としては、以下のようなものが挙げられます。

- 1975年人種差別禁止法(連邦法)
- 1984年性差別禁止法(連邦法)
- 障害者差別禁止法(連邦法)
- 1986年オーストラリア人権および機会均等委員会法(連邦法)
- 2004年年齢差別禁止法(連邦法)

各州および特別地域も、反差別および機会均等に関する包括的な法規を設けています。

直接および間接的差別とは、以下のように定義することができます。

- 直接的差別とは、年齢、人種、肌の色、家系、国家または民族的出自、移民の在留資格、性別、配偶者の有無、妊娠または妊娠の可能性、家族の扶養義務、障害などの特定の属性、またはこれらの属性を有すると認識された人物との関係(親戚あるいはその他)により、ある人物が他の人物よりも不利に扱われることを指します。
- 間接的差別とは、すべての従業員に対して平等な基準、条件または慣行を適用しているものの、結果的には、上述のよう特定の属性を持つグループに対して公平さを欠く結果になっており、当該基準、条件または慣行が妥当ではない場合を指します。

差別および機会均等の法規は、職業の選択および従業員候補者の募集、職場で研修を受ける従業員および提供される研修の種類、雇用の条件、給料、どの従業員が異動、昇進、リストラおよび雇用の打ち切りの検討および選定の対象となるかなど、雇用関係のすべての段階に影響を及ぼします。

差別禁止法は、雇用関係にのみ適用されるのではなく、物品やサービス、教育、宿泊施設、クラブ・協会および退職者年金の提供といった分野にも適用されます。

すべての差別禁止法は、申立てに基づいています。申請者は、管理当局に申立てを行うことができます。管理当局は、審理を開始し、一審で調停を行うことが求められます。意見の相違が続く場合は、裁定機関または裁判所がヒアリングを行い、問題点を判断し、雇用主に対する罰則の適用、申請者に補償金を付与するといった裁定を下す場合があります。このような申立てにより、雇用主に対し多額の補償金が課されてきました。

上述した差別禁止および機会均等に関する法規に加え、1999年の職場における女性の機会均等法(連邦法)では、すべての高等教育機関および従業員数が100名以上の雇用主(公的部門の雇用主を除く)に対し、職場における女性の機会均等に影響すると雇用主が判断した問題に対処するための職場プログラムを作成・実施するとともに、職場における女性の機会均等局(Equal Opportunity for Women in the Workplace Agency: EOWA)へその職場プログラムに関する年次報告を提出するよう義務付けています。

## 役員報酬

### 現在の状況

役員報酬は、過去から激動の変化を遂げつつも、まだまだ議論の渦中にあります。世界的な金融危機は、更なる監視の引き金となり、幅広い利害関係者による早急の対応の起因となりました。

世界的金融危機による影響は限定的かもしれませんが、オーストラリアでの役員報酬に対する認識の永久的なシフトを生じさせました。報酬体系と個人および会社の業績の連動に関する根本的な疑義を生じさせ、また同時に、報酬のあらゆる面におけるリスクの重要性が認識されることとなりました。一般の人から組合員やビジネスリーダー、管理職、世界中の国家機関の人々に至るまで、あらゆる人々が役員報酬についての見解を有しているように思われます。

これは、オーストラリアにおいては、生産性委員会 (Productivity Commission) による役員報酬の調査、法令の修正、金融監督機関による金融サービス業界における規制強化、および報酬報告書の公表が求められている会社における株主による反対投票の増加につながりました。

会社はこれらの変化がもたらす、特にシニアエグゼクティブに対する株式や退職関連制度の影響を無視するべきではありません。これらの変化の結果として、格式および退職関連の取り決めが、そもそもの意図を反映して適用されることを確認することが必要であるものと思われます。これは同時に、求められる目的がこれらの取り決めにより継続的に満足させていることを確認する意味においても、当該取り決めの見直しの良い機会を提供するものであると考えられます。

### 従業員株式報酬プランの課税方法の変更

2009年7月1日に以降の従業員に対する株式報酬について、新たな課税制度が適用されます。

この新税制の特徴は下記のとおりです。

- 従来の課税制度では、ストックオプション報酬または株式報酬(以下、株式報酬等)が付与された時点での課税の選択が可能でしたが、新税制導入後は企業が採用する従業員株式報酬等プランの内容に応じて、当該報酬の課税時点が決定されます。
- 株式報酬等を付与された従業員は、報酬として付与された権利や株式(以下、権利等)が喪失する「実質的リスク(real risk of forfeiture)」を伴う適格報酬プランについては課税繰り延べの適用を受けられる可能性があります。また、権利等の処分が正当に制限されている場合、権利等の喪失リスクが消滅した場合でも、課税繰り延べが認められる可能性があります。課税繰り延べ期間は、最長で7年とされています(従来制度では10年)。
- 従業員に付与された権利等の処分が正当に制限されており、かつ、取得された株式の価値が5千ドルを超えない場合には、給与の替わりとして付与される株式報酬等に限り、課税繰り延べの適用を受けられます。
- 雇用者である企業に対する新しい報告規定が導入されています。2009年7月1日前に付与された株式報酬等で2009年7月1日以後に課税が繰り延べされたものも、この報告の対象となります。
- 株式報酬等に対する源泉徴収規定の適用対象とはなりますが、極めて限定的なケースに対してのみの適用となります。



---

# 知的財産

## 知的財産 — はじめに

オーストラリアでは、法律により、商標権、著作権、特許権および意匠権などの知的財産が保護されています。この他、慣習法(コモンロー)により、模倣品・海賊版への対策が図られており、1974年取引慣行法(連邦法、後述)により、不当行為あるいは虚偽行為、または不当行為あるいは虚偽行為の可能性が高いものへの対策がとられています。さらに、慣習法(コモンロー)により、特定の状況における機密情報および企業秘密が保護されています。

### 商標

1995年商標法(連邦法)下、特定の物品またはサービスを他の物品またはサービスと区別するために商標登録をすることができます。商標の存続期間は10年です。存続期間は、更新手数料を支払うことによりさらに10年延長することができます。

商標を登録することにより、所有者は、対象物品またはサービスに関連する商標を独占的に使用する権利、および商標の侵害に対して対抗措置を講じる権利が与えられます。

商標所有者が当該商標に付随する権利を行使するために、商標の登録は必ずしも不可欠ではありません。しかし、商標登録により、所有者はより容易に権利を行使することができます。オーストラリアにおける商標の登録申請は、使用目的または使用の意図のいずれかに基づいて行うことができます。後者の場合、必ずしも登録日までに実際の使用に至っていません。

オーストラリアは、工業所有権の保護に関するパリ条約を批准しています。したがって、他の条約締結国における先の商標登録申請を、オーストラリアにおける同一の申請の根拠として、先の申請日を、オーストラリアにおける申請日として主張することができます。ただしこれは、他国での申請から6カ月以内にオーストラリアでの申請を行う場合に限りです。

### 著作権

オーストラリアにおける著作権は、1968年著作権法(連邦法)(以下「著作権法」)で保護されています。しかし、著作権に関する登録制度はありません。著作権保護は、オリジナルの文学、芸術、音楽および演劇の作品に関して認められます。著作権は、作者の存命中およびその後70年間存続します。著作権法の解釈における「作品」には、芸術性や文学的品質は一切求められず、それがオリジナルであるということだけで十分となります。

作品の保護以外にも、著作権法では、写真、録音、映画フィルムおよび実演者の権利など、他の形態の著作権も認められています。

オーストラリアは、文学的および美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の批准国です。したがってオーストラリアでは、オーストラリア国民による著作権申請が認められるのと同様に、ベルヌ条約に批准している他国で作成された作品にも同等の保護が与えられることになります。

オーストラリアの著作権法では、著作者人格権、電子著作権管理情報(ERM)などのデジタル著作権、および技術的保護策も認められています。コンピュータープログラムは、通常、言語的作品として保護されています。

オーストラリアの著作権法では、雇用期間中に従業員が作成した作品の所有権は雇用主にあり、独立した請負業者によって作られた著作権の所有権は、その請負業者にあるとみなされます。

### 特許

オーストラリアにおける特許権は、1990年特許法(連邦法)によって保護されています。申請が認められた申請者に対して20年間特許取得済みの発明を利用したり、他者に対してその特許取得済みの発明の利用を認めたりする独占的権利が与えられます。

通常、先行技術と比較した際に、当該の発明に新規性、進歩性および有益性があり、以前一般に公開されたことがない場合、特許が認められることになります。

オーストラリアは、2001年7月に実用新案に替えてイノベーション特許を導入しました。イノベーション特許は、申請者が申請書の記載事項のチェックをパスした場合に認められます。イノベーション特許に求められる基準は、発明特許に求められるものよりもはるかに低いと考えられますが、裁判所による実際の基準はまだ確立されていません。イノベ

ーション特許は、審査なしで認められます。ただし登録者は、イノベーション特許の侵害に対して措置を講じたい場合には、審査を要求しなければなりません。

オーストラリアは、特許の国際登録に関する特許協力条約に参加しています。

## 意匠

登録意匠は、作品の外観に関しての所有者保護を認めるものです。存続期間は5年間ですが、更新の申請によりさらに5年間延長することができます。

2003年の意匠法(連邦法)は、意匠登録において求められる独自性の水準をより高く設定しました。意匠が新しく、独自性があるものでない限り、意匠登録は認められません。一般的に、作品が公開された後(例えば、インターネット上での公開)では意匠登録はできません。

## ドメイン名

「.au」ドメインは、「.com.au」、「.edu.au」および「.org.au」などの多くのセカンドレベルドメインに分かれています。

ドメイン名の登録により、登録者は登録期間中ドメイン名を利用することができます。ドメイン名の登録期間は2年です。この期間は、追加の登録手数料を支払うことによりさらに2年延長することができます。もし、登録が更新されなかった場合は、ドメイン名は他者による利用が可能となります。

## 機密情報

オーストラリアでの慣習法(コモンロー)においては、機密情報が他者に伝達される場合、或いはお互いが特別の信任関係にある場合、当該情報の受け手は開示側の同意なしに利用または開示しないという義務を負います。

契約合意を結ぶ場合、個別の機密保持契約または証書を交わすか、契約の中に開示されるすべての情報の機密を維持するという条項を入れることが賢明です。ただし、上述の機密保持義務には、情報が特に公開されている場合や法律によって開示が求められる場合などの一般的な例外事項があります。

個人情報の利用、開示および保管に関しては、オーストラリアのプライバシー法に基づく法定規則も存在します。



---

# 消費者保護

## Trade Practices Act (取引慣行法)

1974年Trade Practices Act(取引慣行法: 連邦法)は、主に、消費者保護および事業者間の公正な競争と取引を促進することを目的とする法律です。本章では消費者保護について説明し、事業者間の公正な競争と取引に関しては、次章にて説明します。

### 消費者保護

Trade Practices Act は、欠陥のある物品またはサービスの提供、物品またはサービスの質に関して誤解を招く説明・広告、および事業者による非良心的な取引行為から消費者を保護することを目的としています。

消費者を保護するために、企業は以下の商行為を行うことを禁じられています。

- 不当行為あるいは虚偽行為の禁止。または不当行為あるいは虚偽行為の可能性が高い行為の禁止。取引慣行法には、企業が取引または商行為において、物品またはサービスの供給に関連して行った場合に違反となる虚偽表示または不当表示の具体的な種類も特定されています。
- 非良心的行為の禁止。裁判所は、行為が良心的でないかを判断する上で、関係者の相対的交渉優位性など、多数の要素を考慮すると考えられます。

Trade Practices Actのもとでは、消費者に対する物品およびサービスの供給に関して条件および保証が明示されていなくとも、契約の中に盛り込まれていると推定されます(黙示の保証)。保証には、以下の項目が含まれます。

- サプライヤーが販売する商品・製品に対して適切な所有権を有していること
- 商品・製品がサプライヤーの説明に合致していること
- 商品・製品の品質が適切であること
- 商品・製品およびサービスが、消費者がサプライヤーに(暗示的または明示的に)伝えた用途に合理的に適していること
- サンプル販売の場合に、実際の商品・製品が当該サンプルに即したものであること

これらの保証に対する除外、制限または修正はすべて無効となります。ただし、供給された物品またはサービスが通常、個人または家庭での使用または消費目的で入手されたものでない場合、Trade Practices Actで定められる方法でサプライヤーに対する法的責任が限定される可能性があります。

場合によっては、サプライヤーおよび消費者が欠陥品のメーカーおよび輸入業者に対して賠償請求を求めることもあります。

Trade Practices Actでは、商品・製品のサプライヤーが準拠すべき特定の業界基準ならびに製品の安全性、および情報に関する基準も定められています。政府も、国民への警告および安全性の低い製品のリコールなど、安全性の低い製品から国民を守るための一定の権限を有します。

Trade Practices Actに基づき開始される行為に関しては、行為の理由によって異なる制限期間が適用されます。

1980年4月10日にオーストリアのウィーンで採択された国際物品売買契約に関する国連条約は、取引慣行法のあらゆる規定で暗示される条件および保証に関し、すべての州の法規および取引慣行法の規定よりも優先されます。

現在、オーストラリアにおける一般的な消費者保護に関する法律は、同様の項目を取り扱っている10を超える法規で構成されています(Trade Practices Act(連邦法)、ASIC Act 2001(2001年オーストラリア証券・投資委員会法、連邦法)、および公正取引、消費者保護、物品販売に関する法令(州法および準州法)等)。

単一のAustralian Consumer law(オーストラリア消費者法)を2011年から施行すべく、一般的な消費者保護に関する法律の改革の関連法案が連邦議会に提示されています。改正内容には下記が含まれます。

- Trade Practices Actの規定をベースとした消費者保護、公正な取引に関する単独の国内法令の策定
- 不当な契約条件を規制するための国内法令の策定
- 製品の安全を守るための国内システムの構築(現在、州や地域の法律にある最良の規定を取り込むことによる法令適用の更なる効率化)

---

# 反トラストおよび競争法

Trade Practices Act (取引慣行法)は、オーストラリアにおける反競争的行為および市場支配力の乱用を禁止しています。これらに違反した場合、

- 会社:最高10百万ドル、違反による利益の3倍またはオーストラリアにおける会社の売上の10%のいずれか高い額を上限とする罰金が適用されます。
- 個人:1回の違反につき最高500千ドルの罰金、あるいは取締役の資格剥奪や、重大な損害をもたらすようなカルテル行為の場合には最長10年の懲役刑といった制裁措置などの罰則が適用されます。

Trade Practices Act は、ACCC (The Australian Competition and Consumer Commission; オーストラリア消費者競争委員会)によって規制されています。この委員会は、Trade Practices Act違反の可能性の調査に当たり、情報・文書および証拠を入手するための幅広い権限を有する政府機関です。

Trade Practices Actのもとで禁止されている商行為は主に以下の通りです。

- 競合企業間での価格カルテルあるいは市場分割カルテル
- 再販売価格維持
- 第三者との取引強制(第三者の物品またはサービスの取得を条件として物品またはサービスの供給を行うこと)
- 不当な取引拒絶(特定の事業者との取引拒絶を他の事業者と合意すること)

ジョイントベンチャーが行う価格カルテルまたは取引拒絶が、関連市場における競争を大幅に損なう影響がないということを証明できる場合は、当該ジョイントベンチャーに対して抗弁が認められます。

第三者との取引強制に関しては、ある物品またはサービスをサプライヤーの関連法人から購入することを条件に、当該サプライヤーが物品またはサービスを供給するケースも想定されます。

その他にも、関連市場における競争を大幅に損なう影響がある(あるいは場合によってはそれを目的としている)場合にのみ、Trade Practices Actに基づき禁止される商行為があります。該当する商行為には、以下のものが含まれます。

- 他の製品またはサービスが別の人物または特定の場所から入手または供給されないことを条件とした、物品またはサービスの供給または取得
- 株式または資産の取得

一般的に、競争を大幅に損なうことを目的とする、あるいは競争を著しく低下させる効果を有する契約、協定または合意も禁止されています。

ACCCへの通知または認可手続きを行うことで、Trade Practices Actに抵触する恐れのある行為が、特定の状況において許可される可能性もあります。

---

# オーストラリアの環境法

オーストラリア憲法は、環境および関連する計画について規制する別個の権限を連邦に認めています。このような問題に関する責任の大部分は州にあります。

連邦では、従来、絶滅危惧種および回遊性生物、世界遺産、ラムサール湿地、核への対処ならびに海洋環境といった国際条約で取り上げられる特定された項目に関してのテーマの一部または全部をその管理下に置いてきました。しかし、連邦の役割は、主に州との協力協定や、オーストラリア憲法上の権限を適用することで、次第に拡大しています。たとえば、水資源に関しては、各州間での水の分配の調整、水の効率性およびリサイクルに関する基準の設定、および水インフラの改善に対する連邦資金の割当を行う新たな法制度が整備されました。

連邦と州との協力により、電力および天然ガスの州を跨る市場に関する全国的な協定が導入されたほか、梱包材のライフサイクル管理に関する共通の自主基準が策定されました(National Packaging Covenant(全国梱包材協定))。

気候変動の分野では、連邦は温室効果ガスの排出や、エネルギーの排出と消費に関する連邦レベルで強制力のある報告義務を、National Greenhouse and Energy Reporting Act 2007(2007年連邦温暖化エネルギー報告法(連邦法)、以下「NGER法」)を通して導入しました。NGER法は一定の値を越える温室効果ガスを排出したり、エネルギーを消費する事業者に適用されます。またオーストラリアでは、Energy Efficiency Opportunities Act 2006(2006年エネルギー効率化機会法)のもと、大手エネルギー消費企業を対象とした強制的な報告義務も存在しています。

連邦は、市場から電力を購入する電力小売業者に対し、割り当て分のRenewable Energy Certificates(再生可能エネルギー証明書)の取得を義務付けるとともに、企業に対してはエネルギー効率向上のための対策に関する報告を求める法律を定めています。

連邦レベルでの対策に加え、各州政府も環境を基準としたイニシアチブを実行してきました。たとえば、ニューサウスウェールズ州では、2003年に主に電力分野を対象に強制力のある温室効果ガス排出権取引制度が導入されました。なお、当該制度および他州政府レベルでのイニシアチブについては、連邦政府により排出権価格を定める為の排出権取引制度等が導入され次第、段階的に廃止されることとなります。オーストラリアの州の多くが、必須の再生可能エネルギー目標を導入しています。これは、エネルギーサプライヤーに対し、一定水準の電力を再生可能な資源から調達することを義務付けるものです。

2007年12月3日に、オーストラリアのケビン・ラッド首相(当時)は京都議定書の批准書に署名しました。京都議定書の批准により、オーストラリアは、2012年までに排出水準を1990年の108%とするという京都議定書の排出目標の達成に取り組むことになりました。また、2050年までに温室効果ガスの排出量を2000年の水準から60%削減するという目標も定められました。現政権下においては、2020年までに排出量を2000年の水準から5%削減するという中期的な政策の実現にも取り組んでいます。

## 州および特別地域の制度

州および特別地域は、以下の項目の規制および管理に関する大部分の責任を負っています。

- 公害
- 土壌汚染
- 天然資源
- 文化遺産
- 土地の利用および開発

法的要件は、州および特別地域の管轄地区によって大幅に異なる可能性があります。

ほとんどの産業排出物の大気中、水中および地中への排出は、ライセンス制度によって規制されている場合を除き、禁止されています。

騒音および有害な化学薬品の輸送、保管および利用は規制により管理されています。

州当局は、汚染された土地の調査および改善を指示することができます。

公害および汚染の違反行為があった場合、会社(場合によっては持株会社も対象となる)、取締役、従業員および請負業者に対し、厳しい刑事罰および民事罰が課される可能性があります。通常、法的責任は違反の原因となった関係者に帰しますが、特定の違反行為に関しては、過失が証明されなくても、土地所有者も有罪となる場合があります。

各州には国立公園の制度があり、生物多様性に優れた公有地が保護されています。

私有地でも、多くの在来の動植物相の破壊が禁止されています。特定の農業活動のための植生の除去は例外として認められますが、州ごとに、また土地の動植物相の希少性によっても異なります。

許可なく先住民の遺跡を乱すことは禁止されています。州の法規では、文化的価値の高いヨーロッパ移民の遺跡を乱すことも規制されています。

分譲地、農村部、商業、産業、観光および住宅開発、建築および廃棄物処理に関する規制は通常、州の法規にしたがって設立された地方自治体の責任となります。たいていの場合、州政府が頻繁に、エネルギー、水、鉱業、道路および鉄道プロジェクトなど、大規模な民間および公共のインフラ開発を規制、管理しています。

## インフラの管理と所有権

連邦政府は、国内のハイウェイに一部の資金を提供していますが、道路網の規制、整備および開発の主な責任は州および地方自治体にあります。一部の州都には、民間が保有あるいは運営する有料道路もあります。

ほとんどのオーストラリアの鉄道網は州政府が所有していますが、連邦または民間企業が所有する路線もあります。

各州の海洋都市にある港湾施設は州によって規制されています。

空港は、連邦法の管理下にあり、主に民間企業によって運営されています。

州政府は、主に水資源およびダム、パイプラインおよび運河などのインフラ構築の規制に責任を負っていますが、連邦政府は、マーレー・ダーリング川流域において重要な役割を担っています。河川および帯水層からの取水には、通常、ライセンスが必要です。

都市部の上下水道インフラは、州の法規によって規制されており、そのほとんどが州政府の所有です。この部門（特に水処理）に対する民間投資が増加しています。

電力およびガスの生成および分配については、州と民間企業が共同で所有・管理し、州と連邦の両レベルにおいて規制当局が存在しています。



---

# 連絡先詳細

プライスウォーターハウスクーパース(以下、PwC)オーストラリアは、オーストラリア国内企業およびグローバルに展開する国際的企業に対して、会計監査や税務/法務アドバイス、M&Aアドバイス等の専門的業務を提供する、オーストラリア国内および世界最大のプロフェッショナルサービス組織です。

画一的なサービスに留まらず、日本人プロフェッショナルによる業務コーディネートの下、経験豊かなメンバーがチームを組み、クライアントの皆様に最適な解決策をご提案できるように取り組んでいます。

弊社Japan Service Desk(日本企業部)は、オーストラリアやアジア太平洋地域等で事業・投資活動を行っている日系企業に対して、きめ細やかな専門的業務をご提供させて頂くことを目的に、日本人プロフェッショナルを中心としたメンバーによって構成されております。オーストラリアおよび日本における会計・税務面等での専門的知識および実務経験、両国における商慣習および文化的側面に関しての深い理解をフルに活用し、意思疎通を含めた多様な局面においてサービスを提供しています。

PwCオーストラリアは、PwCジャパン(あらた監査法人、プライスウォーターハウスクーパース株式会社、税理士法人プライスウォーターハウスクーパース)と緊密な関係を築いており、人事交流やフレームワーク/業務ツールの共有化等を通じて、高いレベルでのサービス品質の標準化を行っています。日系企業のグローバル展開の際には、日本およびオーストラリアの双方の専門家チームがシームレスに連携し、複雑性の高い案件にも柔軟に対応できるようなチーム体制の下、日豪双方の利益を最大化するサービスを提供致します。

拠点	下記連絡先までお気軽にご相談ください		
シドニー事務所 Darling Park Tower 2 201 Sussex Street Sydney NSW 1171	<b>Advisory (M&amp;A アドバイザリー/業務改善等)</b>		
	ディレクター (JSDリーダー)	マネージャー	
	川口 宏	会川 徹	
	+61 (2) 8266 1223	+61 (2) 8266 0462	
	hiroshi.a.kawaguchi@au.pwc.com	toru.a.aikawa@au.pwc.com	
メルボルン事務所 Freshwater Place Level 19 2 Southbank Boulevard Southbank VIC 3006	<b>Tax and Legal Services (税務・法務関連業務)</b>		
	プリンシパル	シニアコンサルタント	
	田中 直人	田村 りか	
	+61 (2) 8266 7348	+61 (2) 8266 1639	
	naoto.tanaka@au.pwc.com	rika.tamura@au.pwc.com	
パース事務所 QV1 Building Levels 19-21 250 St Georges Terrace Perth WA 6000	<b>Assurance (会計監査/内部統制等)</b>		
	シニアアカウンタント	シニアアカウンタント	
	竹原 広樹	才田 健一郎	
	+61 (2) 8266 4020	+61 (2) 8266 3779	
	hiroki.a.takehara@au.pwc.com	kenichiro.a.saida@au.pwc.com	
PwC Japan あらた監査法人/ プライスウォーターハウスクーパース㈱ 中央区銀座8-21-1 住友不動産汐留ビル	<b>Assurance (会計監査/内部統制等)</b>		
	シニアマネージャー	シニアコンサルタント	
	榎 晴雄	岩本 展枝	
	+61 (3) 8603 3759	+61 (3) 8603 5693	
	haruo.nire@au.pwc.com	norie.a.iwamoto@au.pwc.com	
PwC Japan あらた監査法人/ プライスウォーターハウスクーパース㈱ 中央区銀座8-21-1 住友不動産汐留ビル	<b>Tax and Legal Services (税務・法務関連業務)</b>		
	マネージャー	マネージャー	コンサルタント
	神山 雅央	柴田 大輔	湯口 浩美
	+61 (3) 8603 4383	+61 (3) 8603 5186	+61 (8) 8603 5734
	masao.kamiyama@au.pwc.com	daisuke.a.shibata@au.pwc.com	hiromi.yuguchi@au.pwc.com
PwC Japan あらた監査法人/ プライスウォーターハウスクーパース㈱ 中央区銀座8-21-1 住友不動産汐留ビル	<b>Tax and Legal Services (税務・法務関連業務)</b>		
	ディレクター	マネージャー	シニアコンサルタント
	マルガット 尚子	柴田 大輔	中嶋 由美子
	+61 (8) 9238 3408	+61 (3) 8603 5186	+61 (8) 9238 3151
	naoko.mulgat@au.pwc.com	daisuke.a.shibata@au.pwc.com	yumiko.nakajima@au.pwc.com
PwC Japan あらた監査法人/ プライスウォーターハウスクーパース㈱ 中央区銀座8-21-1 住友不動産汐留ビル	<b>Assurance</b>		
	パートナー	マネージャー	
	ジェイソン ヘイズ	三宅 修	
	+81 (80) 3445 0854	+81 (80) 3473 7149	
	jason.j.hayes@jp.pwc.com	osamu.miyake@jp.pwc.com	

